

令和6年6月17日

令和7年度 国の施策・予算
に関する提案・要望書



宮 城 県

令和7年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

令和3年4月にスタートした本県の総合計画となる「新・宮城の将来ビジョン」では、東日本大震災からの復旧・復興の完了を目指し「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、一つひとつの課題に応じた丁寧なサポートを実施するとともに、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」を政策推進の基本方向の4本柱として位置付け、県政を推進してきました。

被災地の復興完了に向けては、国において、令和7年度までを「第2期復興・創生期間」とし、手厚い措置を講じていただいたことで、インフラの復旧などのハード面はほぼ完了しましたが、心のケアや地域コミュニティ再生、移転元地の利活用などについては、今なお継続した取組が求められています。さらに、生産・売上げの水準が震災前に回復していない事業者への支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への対応、震災の記憶・教訓の伝承などについては、中・長期的な取組が必要となっています。

加えて、喫緊の課題となっている人口減少・少子化を見据え、子ども・子育て施策をはじめ多様化する社会ニーズや環境に柔軟に対応する各種施策を推進する必要があるほか、地方創生やDXの推進、経済・産業基盤の強化、大規模化・多様化する自然災害に対応する国土強靱化の取組も重要となっています。

つきましては、これらの取組を着実に進めるため、国による必要な制度整備や財政的支援等について、強く要望いたします。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

重 点 要 望 項 目

要望項目一覧		ページ
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策<震災関連>	6
2	災害援護資金に係る償還期限の延長と必要な財政支援<震災関連>	8
3	放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分<震災関連>	10
4	水産資源の適切な管理と、海洋環境の変動及び処理水の影響への支援<震災関連>	12
5	国内における半導体生産拠点の確保等に向けた支援	14
6	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置	16
7	障害福祉分野における十分な予算措置	18
8	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保	20
9	令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化	22
10	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保	24
11	地方財源の確保	26
12	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保	27
13	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援<震災関連>	27
14	東日本大震災復興関連予算の確実な措置<震災関連>	28
15	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置<震災関連>	28
16	半導体関連人材の育成	29
17	自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化	29
18	地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置	29
19	原子力災害への対応強化に対する支援	30

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
●		●	●									
		●										●
●		●				●			●	●		
●			●	●		●	●	●		●	●	
						●		●				
●						●		●				
●			●			●			●		●	
●			●			●			●		●	
●						●					●	
			●			●						
	●		●									
●		●	●				●		●	●	●	●
		●				●						
		●					●					
●							●			●		
●								●				
			●			●		●				
●												●

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・ 処理水対策＜震災関連＞

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

提案・要望事項

- 処理水に関する損害について、東京電力ホールディングス株式会社が迅速かつ適切に賠償を行うよう、しっかりと指導・監督すること。
- 処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の禁輸措置の早期解除を働きかけること。
- 新たな風評被害の発生を防ぐため、①処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討、②放射性物質除去技術の研究開発促進、③国民・国際社会の理解醸成推進、④風評対策・なりわい支援を継続的に実施すること。
- その他廃炉対策にあたり、汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を国が前面に立って安全最優先で進めること。

現状・県の取組

多核種除去設備等処理水（以下、処理水という）の処分に関する基本方針において決定した処理水の海洋放出処分が令和5年8月に開始され、処理水の海洋放出後の国内での風評被害は見られないものの、一部の国・地域が講じた水産物の禁輸措置により、県内の水産関係や輸出関係の事業者等に影響が発生しました。

本県では、「みやぎ水産応援パッケージ」により事業者等を支援するとともに、県内関係団体の意見や要望を集約するため設置している「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を令和5年10月に開催し、処理水の海洋放出により水産業をはじめ影響が出ている状況を国及び東京電力に直接伝え、迅速かつ適切な損害賠償の実施をはじめ、必要な要望を行いました。



第8回 処理水の取扱いに関する
宮城県連携会議（R5.10.6）

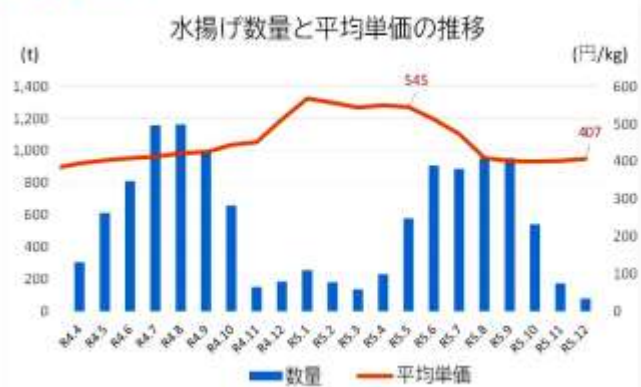
課題

処理水の海洋放出後に一部の国・地域が講じた水産物の禁輸措置により、県内の水産関係や輸出関係の事業者に影響が出ていることに加え、これらの国・地域に輸出されていたアワビやホタテが国内市場へ流入し、流通の停滞等による価格の下落が見られるなど、漁業者等への影響が生じています。

アワビ(宮城県漁業協同組合 共同販売実績)



ホタテガイ(宮城県漁業協同組合 共同販売実績)



本県の水産業は、東日本大震災や原発事故による風評被害に対し、漁業関係者の懸命な努力により復興を推し進めてきました。

処理水の海洋放出処分に対する国民・国際社会の理解醸成ははまだ途上にあり、新たな風評被害の発生も懸念されます。

本県の水産業をはじめとした、各種産業の復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、一部の国・地域における禁輸措置の一刻も早い解除が必要です。

また、処理水対策をはじめとする福島第一原子力発電所の廃炉対策を国が最後まで責任をもって進めるとともに、処理水に関する損害については、被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう、東京電力ホールディングス株式会社をしっかりと指導・監督することが必要です。

期待できる効果

処理水に関する影響を受けた事業者が迅速かつ適切な損害賠償により救済されるとともに、処理水の海洋放出処分をはじめとする福島第一原子力発電所の廃炉措置による風評被害が抑制され、水産業をはじめとした各種産業へ及ぼす影響が軽減される。

2 災害援護資金に係る償還期限の延長と必要な財政支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・総務省】

提案・要望事項

東日本大震災に係る災害援護資金の債権回収については、被災者の生活再建と適正な管理・回収による借受人間での公平性の確保との両立のため、

- ① 阪神・淡路大震災の特例に倣い、市町の支払猶予をもって国及び県の履行延期の特約が適用されるよう、早期に必要な政令改正をすること。
- ② 市町の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分に対し必要な財政措置を講じること。

現状・県の取組

○ 貸付の状況

東日本大震災に係る災害援護資金については、県全体で約2万4千件、約409億円を被災者の方々に貸し付けており、うち県分は約8,900件、約176億円となっています。

県名	貸付件数	貸付総額
宮城県	24,007件	409.3億円
うち県貸付分	8,870件	175.7億円
うち仙台市	15,137件	233.6億円
福島県	3,167件	58.8億円
岩手県	1,153件	29.8億円

※ 令和5年9月時点

○ 債権管理の取組

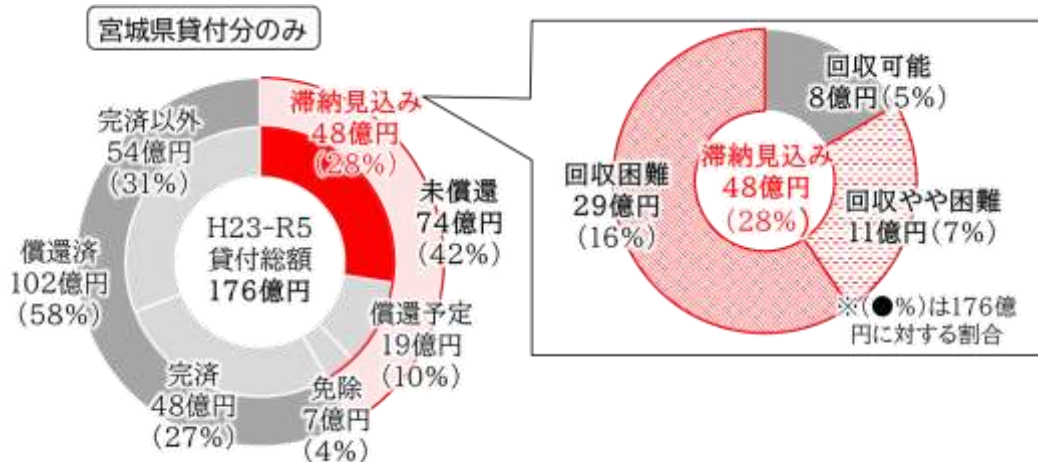
市町においては、借受人の個々の事情に応じて、支払猶予を適用しながら償還可能な金額を少しずつ償還させる一方で、不誠実な滞納者には法的措置に踏み切る等、適正な債権管理を進めています。

こうした市町の取組に対し、県では、定期的に担当者会議や外部有識者による勉強会を開催しているほか、ヒアリングを通じた状況把握により、適切に債権管理を実施できるようノウハウの蓄積や情報共有の面で継続的に支援を行っています。

今後の回収困難事例の縮減に向けて、市町における債権管理の取組を強化するとともに、県としてもさらに支援を進めてまいります。

課題

○ 貸付実績・償還状況



○ 償還における課題

今年度から順次、借受人から市町への償還期限が到来しますが、高齢化や物価高による生活困窮等を理由とする未償還案件が多数発生し、現期限内での債権回収は極めて困難な状況です。



このような状況の中で、期限内の回収を行った場合には、借受人の生活再建が一層困難になるとともに、回収できなかった場合には、県や市町は、未償還額を立替えて返済しなければならず、多額の財政負担により地方公共団体の財政運営に支障を来すことが懸念されます。

また、債権管理が長期に及んでおり、償還困難者や行方不明者に加え、相続調査を要する事例の増加に伴い、市町の債権管理・回収に要するコストがかさむ一方で、その経費に充てるべき貸付利子が軽減されていることもあり、当該費用を十分に賄い切れていない状況です。

加えて、経済的困窮を理由とする破産・再生手続の開始決定に伴う償還免除の増加により、県の財政負担も増加しています。

期待できる効果

- 支払猶予の併用による少額償還の実施により着実な債権回収が可能になる。
- 上記により既に全額を償還した借受人との間の公平性が保たれる。
- 必要な財政支援等により、市町や県の財政のひっ迫を回避できる。

3 放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分<震災関連>

【復興庁・環境省】

提案・要望事項

○ 放射能に汚染された廃棄物の処理

8,000Bq/kg 超の指定廃棄物等は、処理問題が解決するまで、引き続き安全確保の取組に万全を期すこと。あわせて、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物等についても、処理を推進するため処理先や財源の確保など国が積極的な役割を果たすこと。

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、処理推進のため保管市町が希望する取組に対して、財政・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援すること。

○ 除去土壌等の処分

除染によって発生した除去土壌については、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示すること。

また、除去土壌等の処分を実施するためには、国民全体の理解醸成が必要であることから、処分の必要性や安全性についての情報発信等の取組を充実すること。

現状・県の取組

○ 放射能に汚染された廃棄物の処理

指定廃棄物の長期管理施設の設置については、議論がまとまることが困難であることから、平成 29 年に開催した市町村長会議において、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物を優先して処理することとし、保管市町において取り組んでいるところです。

指定廃棄物等については、多くが一時保管されたままとなっていますが、保管農家の負担解消のため、一部の保管市町で 8,000Bq/kg 以下に減衰したものについて処理を行いました。

◆8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物保管市町村数

	平成 29 年 6 月時点	令和 6 年 4 月時点
保管市町村数	28 市町村	10 市町

8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、平成 29 年 6 月時点で県内 26 市町村において保管されていましたが、令和 6 年 4 月時点では 16 市町村で処理を終了し、残る 10 市町で処理を継続しています。処理には放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金と震災復興特別交付税を活用しており、これまでも国に対して、処理が続く間は、財政面及び技術面での支援を要望してまいりました。

○ 除去土壌等の処分

県内で、汚染状況重点調査地域に指定された 7 市町では、平成 29 年 3 月までに除染が完了し、地域の仮置場等に除去土壌及び除染廃棄物合わせて 97,188 m³ が保管されています。

◆県内の除去土壌、除染廃棄物の保管量

	除去土壌 保管量	除染廃棄物 保管量
7 市町合計	29,141 m ³	68,047 m ³

また、国は県内丸森町で除去土壌等の埋立処分に係る実証事業を令和 3 年度から実施しており、令和 5 年度に終了しました。

課 題

福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質は、本県にも大きな影響を及ぼしており、汚染廃棄物及び除染により発生した除去土壌等が大量に発生し、保管が継続されていることから、課題となっています。

○ 放射能に汚染された廃棄物の処理

本県においては、指定廃棄物の長期管理施設の設置に向けた議論がまとまるのが困難であり、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処が立った後、指定廃棄物の処理の方向性について、議論を再開することとしています。指定廃棄物等のうち、放射性物質の濃度が高く、長期間減衰が見込まれないものについては、解決までの間、安全な保管管理の徹底や遮蔽による生活環境への影響を少なくする取組が必要です。

指定廃棄物等のうち8,000Bq/kg以下に減衰したものについては、法制度上は指定解除により通常の廃棄物と同様の方法で処理が可能ですが、処理責任が国から保管市町に変わることや、住民調整の困難さ等から、指定解除による処理が進んでいません。一方で、保管市町が処理を希望する場合は、国が処理先や財源を確保するなど、市町任せにせず、積極的な役割を果たす必要があります。

また、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に当たっては、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金による財政的支援が不可欠であり、地方負担額は震災復興特別交付税が充当されていることから、第2期復興・創生期間が終了する令和7年度以降も、処理完了までは、保管市町に財政負担をさせないことが必要です。

○ 除去土壌等の処分

除染により発生した除去土壌は処分基準が定められていないため、各市町の仮置場等に長期保管を余儀なくされ負担となっています。国は、県民全体に受け入れられる除去土壌の処分基準を速やかに提示し、処分に向けた取組を進める必要があります。

また、負担軽減のため、引き続き財政的・技術的支援が必要です。

あわせて、除去土壌等の処理に向けては、地域住民を含めた国民全体の理解醸成が不可欠です。国は、対話フォーラムやシンポジウム等の理解に向けた取組を進めていますが、理解が進んでいるとは言い難い状況であり、一層の取組の充実が課題です。

期待できる効果

○ 放射能に汚染された廃棄物の処理

継続的な財政的・技術的支援により、汚染廃棄物の処理が進むとともに、課題解決までに長期保管を余儀なくされる指定廃棄物等の安全を確保できる。

○ 除去土壌等の処分

除去土壌等の保管管理による地方公共団体の負担軽減を図るとともに、理解醸成に向けた取組と処分基準の策定による最終処分に向けた課題が解決できる。

4 水産資源の適切な管理と、海洋環境の変動及び処理水の影響への支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・財務省・農林水産省・経済産業省】

提案・要望事項

本県水産業が、希望ある持続可能な産業として確立し、さらなる発展を遂げるため、下記についての財政的・制度的支援を講じること。

- ① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援
- ② 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保
- ③ 栽培漁業種苗放流支援の継続
- ④ 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援
- ⑤ 水産加工業の復興に向けた支援

現状・県の取組

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、特に、本県水産業において重要な魚種であるサケやスルメイカ、サンマなどの歴史的な不漁は、生産者はもとより、水産加工業や地域関連産業の安定的な事業運営に深刻な影響を与えています。

また、海水温上昇などの海洋環境の変動により、ホタテガイなど冷水種の養殖生産が不安定な状況です。

さらに、燃油・資材価格や電気料金の高騰など社会情勢の変化は、東日本大震災から復旧し、事業を再開した本県水産関係事業者に大きな負担となっています。

このため県では、国庫補助や交付金などを活用しながら、サケふ化放流事業においては、放流稚魚の買上げや県外からの種卵確保に取り組んでいるほか、水産加工業においては、商品開発や商談会への出展など販路回復に向けた取組を支援しています。

また、近年関心の高まっている陸上養殖に係る試験研究施設を整備したほか、海洋環境の変動に対応した海藻養殖種の品種改良などの技術開発や、水産加工業における燃油価格・電気料金高騰への対策などを行っています。



課 題

① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

稚魚の減耗要因の究明や回遊経路に係る広域的な調査研究の充実、海洋環境の変動に対応した新たな種苗生産・放流技術の開発等の継続と、県外からの種卵確保に係る経費への支援など、サケ資源の回復に向けた支援制度を拡充する必要があります。

また、ふ化放流団体の経営に配慮しつつ、ふ化放流事業を継続していくため、国主導によるサケふ化放流体制の抜本的な再構築に向けた取組が必要です。

② 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保

現状のTAC管理では、クロマグロなど一部魚種について、漁業者の感覚よりも厳しく資源評価されているとの意見があり、漁獲や操業実態を幅広く反映した資源評価・管理手法への改善や、漁獲変動要因の把握などが必要となっています。

また、休漁等に係る補償制度の充実や、TAC配分の柔軟な運用など、資源の持続的利用に加え、漁業経営にも配慮した措置を講じるとともに、適切な資源管理に必要な技術研究予算を十分に確保する必要があります。

③ 栽培漁業種苗放流支援の継続

種苗の生産・放流経費は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部が財源となっていることから、これらの経費を確保するため、安定的な種苗生産・放流体制の維持が必要であり、国庫補助による支援の継続が必要な状況です。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水放出に伴い、水産物の価格の下落といった実害が発生するなど、漁家経営への影響が懸念されることから、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業活動を継続できるよう、十分な予算確保が必要です。

④ 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援

海洋環境の変動に対応した生産に転換していくため、新たな養殖種の導入に係る種苗生産・養殖、製品化に至る技術開発、生産者の新たな養殖種への参入に係る経営リスクに対する支援制度の拡充・強化が必要です。

⑤ 水産加工業の復興に向けた支援

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業に対する国の支援継続・財源措置の拡充が必要となっています。

期待できる効果

各課題に対応することによって、東日本大震災からの復興を果たすとともに、生産者が将来に希望を持って活動を継続することで、本県水産業が持続可能な産業として確立し、さらに発展していくことが期待できる。

5 国内における半導体生産拠点の確保等に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

提案・要望事項

国内における半導体生産拠点の確保等に向けて、以下の財政的・制度的支援を講じること。

- ① 半導体生産拠点の整備やサプライヤーの集積促進、工場の安定操業に必要なインフラ整備（上工下水道の機能強化）に係る財政的支援の継続・拡充
- ② 世界的な半導体人材の需要拡大に対応するため、大学等が実施する人材育成の取組に対する財政的支援及び国、企業及び大学等が一体となった人材育成スキームの確立
- ③ 新工場進出や関連産業の集積等に伴う、物流及び人流の増加等に対応するため、通常予算とは別枠での道路・港湾・空港の整備に対する財政的支援
- ④ 海外半導体人材の受入環境の整備等に対する財政的支援の継続・拡充

現状・県の取組

令和5年10月に、SBIホールディングス株式会社と台湾の半導体ファウンドリ企業であるPSMCによる国内法人JSMCホールディングス株式会社の半導体製造工場が本県に建設されることとなりました。

これを受け、県では、新工場建設のワンストップ窓口として半導体産業振興室を設置したほか、今年度当初予算として約3億2千万円を計上しました。

宮城県令和6年度当初予算（半導体関連）の主な事業	当初予算額
企業誘致活動強化費（新規事業）	3,500万円
国外半導体人材生活支援費（新規事業）	1,430万円
半導体人材の育成・確保	約1億750万円
産学連携推進費	約5,070万円
県内ものづくり企業連携促進費	約3,900万円
現地人材サポート体制構築費（新規事業）	1,000万円

今回の新工場進出は、我が国の経済安全保障上の重要物資である半導体の国内安定供給という国策に叶うものであり、国の適切な支援の下で安定操業・関連産業の集積に向けた取組を進める必要があることから、今年2月に関係省庁に対する政府要望を実施するとともに、新工場建設の波及効果の最大化に向け、上記の取組を進めています。

課 題

- ① 新工場進出を契機とした関連産業の集積が大いに見込まれることから、半導体生産拠点の整備及び当該拠点へ製造装置や材料等を供給するサプライヤーの施設整備を対象とした財政的支援が引き続き必要です。

また、製造プロセスにおいて大量の水を使用する半導体製造工場の安定的な操業のためには、工業用水及び下水道の整備が不可欠であることから、これらの機能拡充、施設整備等に係る財政的支援が必要です。
- ② 世界的な半導体人材の需要拡大に対応し、既存の地域企業の雇用環境を圧迫することなく新工場の従業員を確保するには、地元の大学や高等専門学校、工業高校等における半導体技術に関するカリキュラムの導入等が急務であることから、大学等が実施する人材育成の取組に対する財政的支援が必要です。

また、国内の半導体人材の確保に向けては、国、企業及び大学等が一体となった人材育成スキームの確立が必要です。
- ③ 新工場進出や関連産業の集積を踏まえた円滑な物流及び人流を確保するための道路ネットワークの充実強化を実現するため、本県への補助・交付金の重点交付や、別枠での予算措置等による、地方負担を軽減する制度設計等の財政的支援が必要です。

また、仙台塩釜港における生産設備の輸送や原材料等の取扱貨物の増加が予想されることから、貨物受入に必要な新たな岸壁整備を含む港湾機能強化に向けた財政的支援が必要です。

さらに、仙台空港における生産設備の輸送や国内外への製品出荷のため、管制やC I Q（税関・出入国管理・検疫）の柔軟な対応、空港地上支援業務（グランドハンドリング）の体制強化等の受入環境整備に加えて、国際貨物便の就航等にも対応した支援制度の継続・拡充が必要です。
- ④ 新工場における、半導体製造プロセスに携わる台湾等の外国人技術者が約 250 人と見込まれており、その多くが家族とともに来日、本県に在留する見通しであることから、「言語の壁」による不安払拭に向けた、外国人向けの相談ホットラインの開設・運営体制の整備や日本語教育の実施など、受入環境の整備等に対する財政的支援が必要です。

期待できる効果

- 国内における半導体生産拠点の確保が可能となる。
- 特定重要物資である半導体の安定供給が可能となる。

6 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る 十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

県内に5校ある職業能力開発校を1校に再編整備する事業を推進するに当たり、令和6年度に引き続き令和9年度まで継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の財源を十分に確保すること。

現状・県の取組

本県の職業能力開発校については、企業の大部分を占める中小企業の、主として建設業、製造業部門の若年技能者を養成するため、新規高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を実施することで、本県産業の発展の一翼を担ってきました。

しかし、多くの施設が築年数を経過している状況や近年の少子化等に伴う入校者数の減少、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広く柔軟に対応できる能力及び高度でより実践的な技能・知識を持つ技能者へと変化しており、公共職業能力開発施設としての将来的なあり方を検討する必要性がありました。

このため、効率的・効果的な校運営の観点から、令和3年3月に現在の5校を1校に再編する「宮城県立高等技術専門学校再編整備基本計画」を策定し、令和10年4月の開校に向け新設校を整備することとしております。



【建物築年数】

校名	白石	仙台	大崎	石巻	気仙沼
新築年	平成13年	昭和43年	昭和43年	昭和41年	昭和49年
経過年数	23年	55年	55年	58年	49年



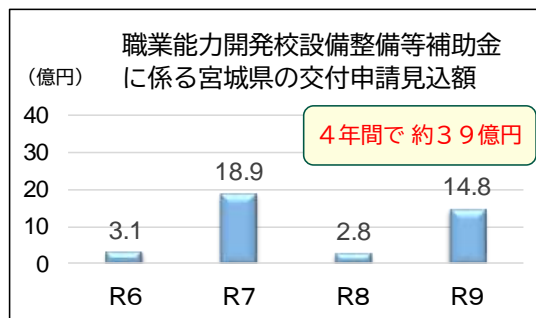
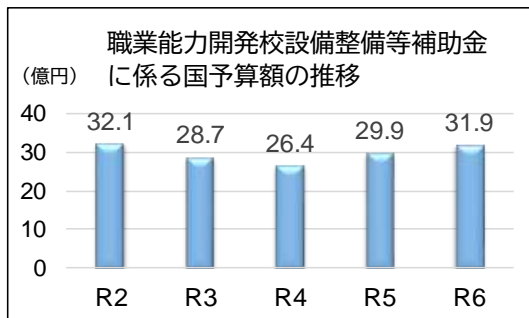
課 題

職業能力開発校の再編整備については、令和10年4月の新設校開校に向けて、令和6年度から改修工事及び新築工事に着手するほか、職業訓練で使用する機械器具についても、併せて発注することとしております。

このため、令和6年度から令和9年度にかけて本県の「職業能力開発校設備整備費等補助金」の申請額が約39億円、特にピークとなる令和7年度及び令和9年度は単年度で10億円以上を交付申請する見込みですが、国の当該補助金の予算額はこの数年、単年度あたり総額30億円程度で推移しており、現状では内示額が交付申請額を大きく下回ることが想定されます。

全体事業費(概算) 186億円 (単位:億円)

区分	事業費	国庫	県債				一財
			102				
新設校整備	143	25	公債債 (57)	公共債 (8)	一単債 (29)	石綿債 (8)	16
機器整備	29	14	—	—	—	—	15
廃止校解体	14	—	13	—	—	—	1
合計	186	39	70	8	29	8	32



県内産業の持続的な成長を支える産業人材を育成・確保していくためには、当該再編事業を計画的に進めるとともに、令和6年度に引き続き令和9年度まで継続的かつ十分な財政支援が必要であることから、事業が滞りなく執行できる予算総額の確保が求められます。

期待できる効果

- 国からの継続的かつ十分な財政支援を得ることで、時代に即した施設整備を計画的に推進し、令和10年4月の開校に向けた新設校の整備が可能となる。
- 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進のために、地域のニーズを踏まえた産業人材の育成・確保を図ることが可能となる。

7 障害福祉分野における十分な予算措置

【内閣府・財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実等を図るため、地域生活支援事業等について対象経費に対する2分の1の国庫補助が確実に実施されるよう、また、社会福祉施設等施設整備費補助金について補助基準額の引上げによる法人負担の軽減と施設整備が推進されるよう、最近の建築資材の高騰等も踏まえた十分な予算措置を講じること。

現状・県の取組

（地域生活支援事業費等補助金）

本補助金は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的な事業実施が可能であり、県では、専門性の高い相談支援事業や社会参加支援などを、市町村では、日常生活用具給付等事業や移動支援事業などの必要な事業を実施しています。

実施主体	国庫補助率	主な事業メニュー
県	1/2 以内（県 1/2）	相談支援、意思疎通支援、サービス・相談等支援者育成 等
市町村	1/2 以内（県 1/4 以内、市町村 1/4）	日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス 等

（社会福祉施設等施設整備費補助金）

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援及び障害者の地域生活移行を更に推進するため、障害者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの創設や地域生活移行が困難な方のための入所施設の建替など、民間事業者が行う施設等の整備に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。

実施主体	国庫補助率	主な事業メニュー
社会福祉法人等	補助対象経費の 3/4 のうち 国 2/3 以内（県 1/3）	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備、スプリンクラー設備等整備等

課 題

(地域生活支援事業費等補助金)

障害者が日常生活を送る上で不可欠なサービスが本補助金の対象となっておりますが、十分な補助額が確保されず、本来2分の1である国の補助率は総事業費に対して県事業分は約4割、市町村事業分は約3割で推移しており、地方公共団体が国負担分を肩代わりする状況が続き、財政的負担が過大となっています。

<県地域生活支援事業費等の推移>



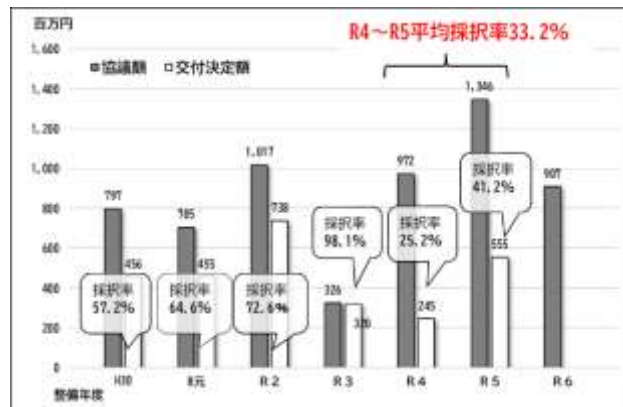
<市町村地域生活支援事業費等の推移>



(社会福祉施設等施設整備費補助金)

直近2か年における国庫補助協議に対する国庫補助採択率が金額で平均約33%にとどまるなど、要望の多くが採択されない状況が継続。また、補助基準額と補助対象経費の差額は法人が負担しており、施設整備の停滞が懸念されています。

<社会福祉施設等施設整備費国庫補助金採択状況>



期待できる効果

県や市町村の過大な財政負担の軽減が図られるほか、法人による施設整備が促進されることで、障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実が可能となる。

8 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

提案・要望事項

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等に必要な予算を、労務費や資材価格の高騰も踏まえて総額確保するとともに、円滑な事業執行が図られるよう、当初予算も含めた計画的な予算措置、補助制度の創設や補助率の引上げ及び補助採択基準の緩和などを講じること。

5か年加速化対策期間後においても、国土強靱化の取組を継続的・安定的に進めるため、国土強靱化実施中期計画の策定時期を夏までに示した上で、令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すること。

社会資本整備総合交付金等の通常予算を確実に措置すること。

現状・県の取組

本県では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、「流域治水」の考え方に基づく総合的な治水対策や土砂災害防止対策、道路ネットワークの機能強化などに取り組み、その効果を実感しているところです。

二級河川砂押川(利府町)

河川断面の阻害を解消し、概ね1/50の流下能力を確保しました。



山崎沢堰堤(東松島市)

小学校や人家、県道等を土石流災害から守る砂防堰堤を整備しました。



(主)気仙沼唐桑線(気仙沼市)

土砂災害警戒区域の急傾斜を回避し、緊急輸送道路の安全性を向上しました。



課 題

平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風に引き続き、令和4年7月にも県北部を中心に時間雨量・日雨量ともに観測史上1位を更新する記録的な豪雨による甚大な被害が発生し、7年間で3回の被害に見舞われた地区もあるなど、県土の強靱化は道半ばであり、5か年加速化対策期間後も引き続き、これまでの取組を一層加速化・深化させていく必要があると認識しております。

また、本県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されたものであり、公共施設の老朽化については、県管理の約1,750橋のうち約9割については健全性に課題があることや、港湾施設の長寿命化に係る各施設の点検・診断等に要する費用の補助制度がなく、また「港湾施設改良費補助」については補助率が1/3と低いことなどにより、十分な予算が確保できず、予防保全型の維持管理・長寿命化を着実に実施していくことが困難な状況となっております。

災害の頻発化・大規模化・多様化



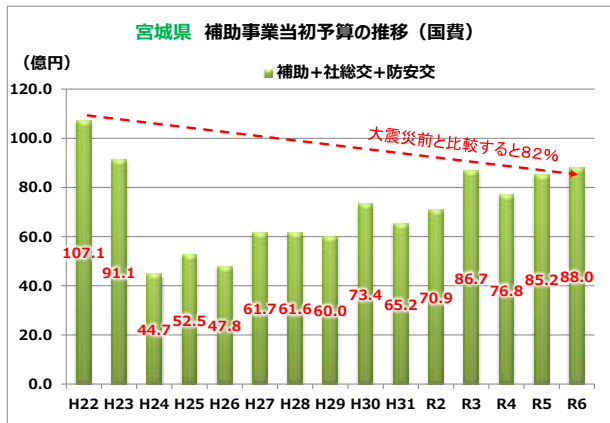
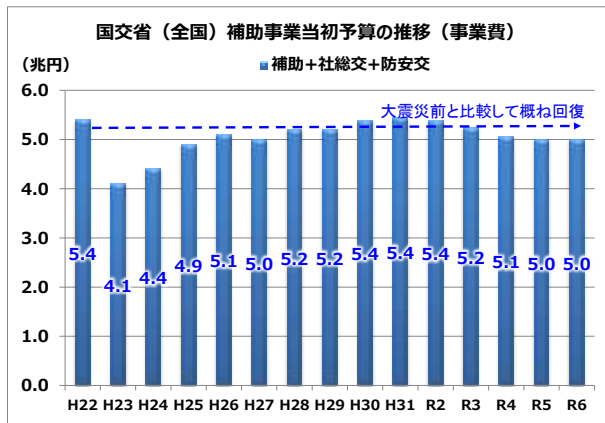
令和4年7月豪雨 名蓋川 決壊【大崎市】

公共施設の老朽化



老朽化によるコンクリート剥離
仙台塩釜港石巻港区【石巻市】

なお、国土交通省所管事業における通常補助事業費の当初予算については、東日本大震災前の平成22年度と比較した場合、全国ベースでは概ね回復してきていますが、宮城県への国費配分額は震災前の約80%に留まっており、回復していない状況です。



社会資本の整備とその維持・管理体制の充実を図るためには、5か年加速化対策期間後も含め、国土強靱化の着実な推進に必要な予算の確保、予防保全型を基本としたインフラメンテナンスを実現するための補助制度の創設や、補助率の引上げ、補助採択基準の緩和、社会資本整備総合交付金等の通常予算の確保などが必要となっております。

期待できる効果

頻発化・大規模化・多様化する災害への対策の強化、安全で安心な暮らしを支える社会資本等の整備、及び予防保全型を基本とした持続可能なインフラメンテナンスの実現等、国土強靱化の取組を継続的・安定的に進めることが可能となる。

9 令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

提案・要望事項

様々な課題が浮き彫りになった令和6年能登半島地震について、国による検証結果を防災基本計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に適切に反映し、国がその対策を推進すること。

あわせて、県や市町村の取組を加速させるため、現行交付金事業の十分な予算確保、交付金・地方債の対象拡大や要件緩和など、財政的支援をさらに充実させること。

現状・県の取組

令和5年度国の施策・予算に関する提案・要望で申し入れをした、県内全ての沿岸市町の日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく特別強化地域への指定については、令和4年9月の中央防災会議で対応いただきました。

これにより、県内の各沿岸市町は、津波避難施設等の整備に係る国庫補助率かさ上げなどの措置がなされる緊急事業計画の対象となり、東松島市では、この制度を活用した津波避難タワーや津波避難路等の整備を計画し、令和6年3月に採択され、令和12年度の整備完了を目指し、現在工事を進めているところです。

一方、大規模なハード整備による津波避難対策以外の地震防災対策については、その多くが国庫補助対象外となっており、市町村からも財政的支援の拡充を求める声が上がっています。



津波避難タワー



避難場所に向かう避難通路(階段)

緊急事業計画によりかさ上げの対象となる施設等の例
(国土交通省資料より)

課 題

令和6年能登半島地震は、建物倒壊、液状化、火災や津波など多様な被害をもたらし、インフラやライフラインの寸断による孤立集落の発生や避難生活の長期化・広域化など、人的・物的支援や被災者の生活・生業再建に大きな影響を与えています。また、積雪寒冷による避難所の環境悪化や、災害関連死も発生しました。

国の被害想定では、切迫性が高まっている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震でも同様の被害が起こるだけではなく、北海道から茨城県に至る超広域的な災害になると予測されており、能登半島地震で顕在化した課題・教訓を踏まえた対策が急務です。

また、令和5年度に調査を完了した宮城県第五次地震被害想定調査では、最大クラスの津波が発生した場合、甚大な被害が生じることが想定され、引き続き防災への取組を継続・強化していくことの必要性が示されたことから、様々な取組を実施していく必要があります。

しかしながら、前述の大規模なハード整備以外の、ソフト対策を含む各種の地震防災対策（耐震化、火災対策、通信機器・移動拠点等の整備、新技術の活用等）の多くは、国庫補助対象外となっており、その財政的支援が必要となっています。

そのため、国による能登半島地震の検証結果を防災基本計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に適切に反映し、国がその対策を推進するとともに、県や市町村の取組を加速させるため、現行交付金事業の十分な予算確保、交付金・地方債の対象拡大や要件緩和など、より一層の財政的支援を求めるものです。



輪島市の火災（第1回アドバイザーボード会議資料より）



災害用キャンピングカー（瀬戸内市 HP より）

期待できる効果

各種の防災対策の推進及び各種資機材等の充実が図られることで、各地方公共団体の防災体制が強化されるとともに、相互協力体制の強化にもつながる。

10 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

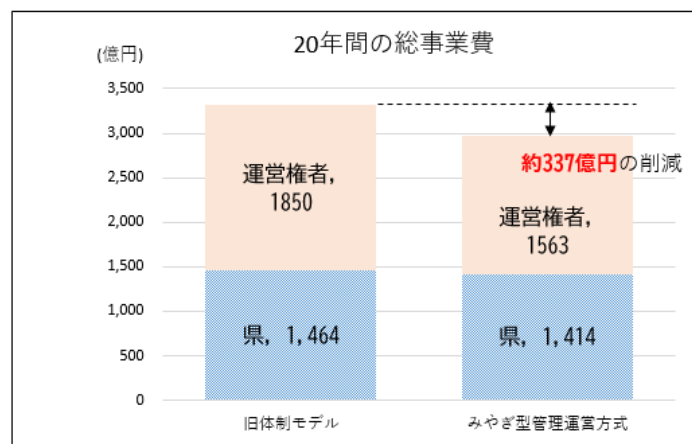
提案・要望事項

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営安定化への推進に向け、引き続き、改築更新費用の財源を十分に確保すること。

現状・県の取組

下水道は、公共用水域の水質保全等を担う生活に不可欠な社会資本であり、絶え間なくサービスを提供し、住民の安全・安心で快適な生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、人口減少や節水型社会の推進による水需要の減少・使用料の減収が見込まれることに加え、今後、施設の大規模な更新等、多くの課題を抱えております。

そのため、県では、令和4年4月から上水道・工業用水道・流域下水道の水道3事業において、民間のノウハウを最大限活用するコンセッション事業である「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を導入し、人手不足の解消や老朽化への対応、20年間で約337億円のコスト縮減など「ヒト・モノ・カネ」の課題解決に取り組んでいます。



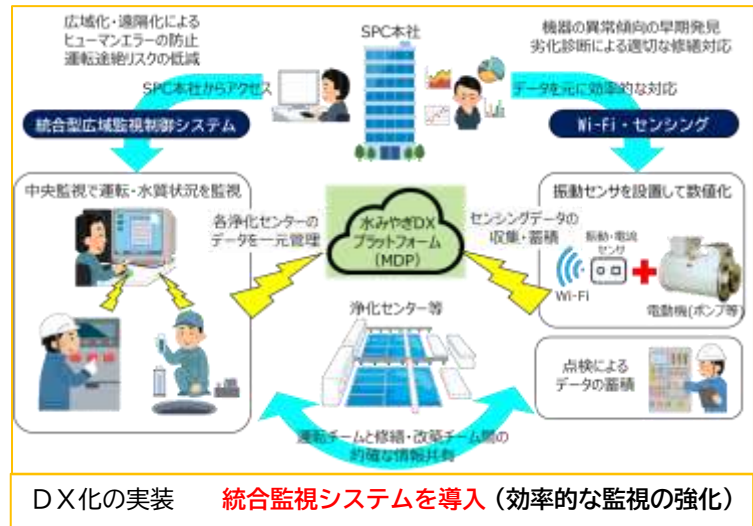
「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」の導入による事業費の削減効果

課題

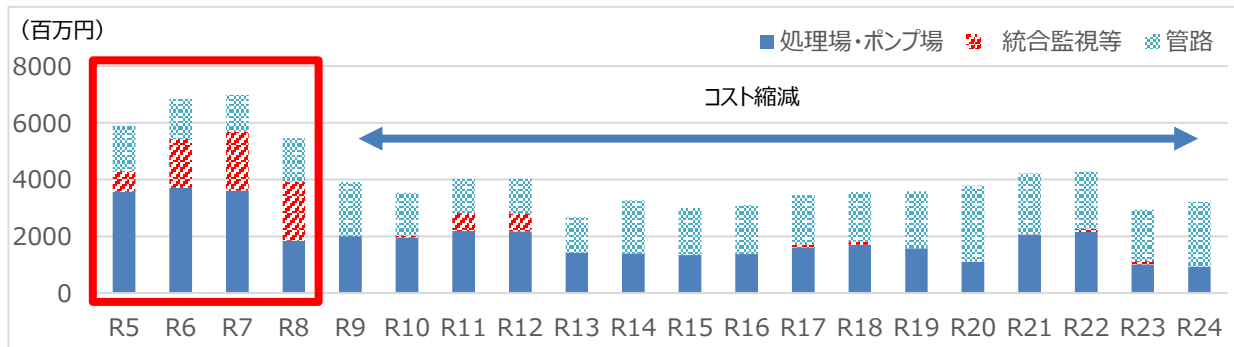
県では、初期に整備した管渠等の下水道施設が 50 年を迎え、老朽化した下水道施設の適切な管理が課題となっています。

そのため、中長期の改築更新計画であるストックマネジメント計画を策定し、予防保全による費用の低減や平準化を図ることとしておりますが、改築更新が必要な施設は増加の一途を辿っており、予算確保が大きな課題となっています。

また、「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」においては、「ヒト・モノ・カネ」の課題解決に向けて、DX 等の民間の技術力等を最大限活用する統合型広域監視制御システムやWi-Fiセンシング等の整備を計画していることから、令和 8 年度まで改築更新費用のピークが見込まれます。



【宮城県流域下水道の中長期の改築更新計画】



※統合型広域監視制御システムやWi-Fiセンシング等の導入を計画していることから、令和 8 年度まで改築更新費用のピークが見込まれる。

以上を踏まえ、下水道事業における官民連携事業の全国展開に向け、コンセッション関連事業へのインセンティブ設定の継続とともに、下水道事業の持続的なサービスの提供に向けた、予算確保が引き続き着実に講じられることを必要としています。

期待できる効果

- 国からの継続的かつ十分な財政支援が、コンセッション事業の全国展開に向けたインセンティブになるとともに、下水道施設の計画的な改築更新と効率的で安定的な管理運営が可能となる。
- 県民生活の安全安心と、富県躍進を支える重要な社会インフラである下水道の持続的なサービスの提供につながる。

11 地方財源の確保

【総務省・財務省】

(1) 地方税財源の充実・強化

イ 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた期間が終了する令和 7 年度以降も、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

ロ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、物価高騰等の影響や地方税収の動向を注視し、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や近年、従来 of 想定を上回る規模で激甚化している自然災害対策経費、地域社会のデジタル化等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。また、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、国と地方の協議の場を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めます。

ハ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

(3) 防災・減災対策の推進に係る財源確保とその期間の延長

近年、頻発化・激甚化する自然災害への備えの強化が必要なことから、引き続き地方財政計画に緊急浚渫推進事業費、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、その財源

となる緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の活用可能期間の終期が迫っているところですが、対応が必要な河川等がなお多く存在することから当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

(4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中において、公共施設等の適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するように求めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る取組が今後本格化することから、令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

12 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系20業務に関し標準仕様に準拠して開発されたシステム(標準準拠システム)の利用を地方公共団体に義務づけ、また、全国規模のクラウド基盤(ガバメントクラウド)に構築した情報システムを各地方公共団体が令和7年度までに利用するよう努めることとされています。

これまで、移行に係る経費の補助や令和7年度までの移行が困難な地方公共団体への移行時期の延長など、一定の配慮をいただいているところですが、各地方公共団体では人件費の高騰などにより依然として移行経費の全体が不明確であるほか、移行後の運用経費の増大や、ベンダーに起因する移行遅延など、様々なリスクを抱えています。

つきましては、地方公共団体が安心して円滑に移行できるよう、移行に係る必要経費の確保のための再調査や移行後の運用経費に係る十分な財政措置及び移行が遅延している地方公共団体への柔軟な対応等の措置を求めます。

13 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・ 経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、

強く指導することを求めます。

また、地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

14 東日本大震災復興関連予算の確実な措置<震災関連>

【復興庁・財務省】

本県では、国をはじめ多くの御支援をいただき、復興の取組を進めてきた結果、インフラの復旧などのハード面は、ほぼ完了する一方で、心のケアや地域コミュニティ再生、移転元地の利活用については、被災状況や地域差に加え、人口減少等の諸課題により、中長期的な支援が必要な状況です。

国においては、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針で、『第2期復興・創生期間』以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで効果的かつ確実に復興を進める。』とされていることから、被災地の復興完了に向け息の長い取組が必要な事業に対しては、地域の実情や社会情勢の変化にも配慮した第2期復興・創生期間の延長、各種制度の柔軟な運用や特例的な財政措置等支援を引き続き講じるよう求めます。

15 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置<震災関連>

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災から13年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子供の心のケアは重要な課題です。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子供が就学し、思春期を迎え、児童生徒一人一人の状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うほか、心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等を行う支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

16 半導体関連人材の育成

【内閣府・文部科学省・経済産業省】

あらゆる産業に不可欠な半導体は、正に国家の戦略物資であり、国力の源泉でもあります。

半導体・デジタル戦略に基づく国の力強い支援により、我が県を含めて半導体製造業の国内立地が相次いでおりますが、一方で半導体人材の確保・育成が重要な課題となっております。

一例としては、台湾の半導体学院や公的研究機関では、国と複数の民間企業が一体となり幅広い層の半導体人材を育成するなど、国を挙げた人材育成が行われており、世界トップレベルの半導体産業の基盤づくりに取り組んでおります。

今後、我が国においても、地方創生の観点も含め、国内半導体産業拠点が真に国際競争力を持てるよう、国が主導して人材育成制度を確立するとともに、国内拠点大学等における半導体教育人材及び設備の充実に対する財政支援をお願いいたします。

17 自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化

【内閣府、厚生労働省】

我が県では、2003年をピークに人口減少時代に突入しており、急激な人口減少は労働力不足とそれに伴う生産・供給力の減退とともに、国内消費需要などの減少による経済規模の縮小を招き、また、社会保障制度やインフラ、行政サービス等、あらゆる経済社会システムの機能を維持できなくなる事態となることが懸念されています。

国においても「2030年までが少子化傾向反転のラストチャンス」としているなど、人口減少対策はまさに待ったなしの状況にあり、人口減少に歯止めをかけるためには、出生率を向上させる自然増対策と、地方の人口流出の是正を図る社会増対策の両面から対策を進めていくことが必要であり、若者や女性が結婚や子どもを持ちたいという希望を実現できる社会環境づくりが重要であります。

このため、国においては、切れ目のない子育て支援を推進するため、若い世代が子育てをしやすくなるよう子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化等の基幹的な経済的支援の全国一律化と支援内容の充実を図ることを求めます。また、これまで以上に、国が行き過ぎた東京一極集中の是正に取り組むとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の十分な予算措置等、子どもや若者が地域で希望をもって暮らし続けられる自立的かつ持続的で魅力あるまちづくりを進めるために地方が地域の実情に応じて実施する社会増対策への支援の継続、強化を求めます。

18 地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置

【総務省・財務省・厚生労働省】

本県では、救急医療や精神医療などの政策医療の課題解決を前進させるとともに地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合及び県立精神医療セン

ターと東北労災病院の合築について協議を進めています。

また、今回の病院再編により影響を受ける地域において説明会を重ねるとともに、特に仙台市とは協議の場を設けるなど、関係者への丁寧な説明による理解醸成に努めているところ です。

統合・合築による新病院の整備に際して、施設整備費等への助成を内容とする地域医療介護総合確保基金は重要な財源ですので、国で進める地域医療構想期間中における基金の確実な配分を求めます。

また、基金積立の地方負担に対して措置される地方交付税について、施設整備事業の実施に伴う大幅な負担増に対応するよう、適切な財政措置を求めます。

19 原子力災害への対応強化に対する支援

【内閣府・環境省】

東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、東日本大震災で被災した施設であることを前提として、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

万が一の原子力災害への対応として、住民搬送等の防災業務関係者の活動や避難退域時検査に必要な資機材の整備費、及び避難計画の見直しや住民の理解醸成などの原子力防災対策に伴う職員人件費について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

また、防災体制の強化には、住民の理解と協力が不可欠であることから、放射線に関する基礎的な知識や原子力防災対策の枠組み等について、国においても、科学的根拠に基づき分かりやすい情報発信を積極的に行うよう求めます。

加えて、能登半島地震における原子力災害時の避難道路や放射線防護対策施設等の被害について、省庁横断で検証し、地方公共団体に横展開するとともに、新たな知見等が確認された場合には、避難計画の見直しに対する支援や、原子力防災体制の充実強化に係る必要な財政措置を行うよう求めます。

予算措置等を求める要望書

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
震災関連		
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策 ※	44
2	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援 ※	44
3	国際リニアコライダー（ILC）の実現	45
4	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	45
5	中国・韓国・香港などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	45
6	水産加工業の復興に向けた支援 ※	46
7	災害援護資金に係る償還期限の延長と必要な財政支援 ※	46
8	復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続 ※	46
9	「防災教育と災害伝承の日」の制定	47
10	建築確認申請等手数料にかかる減免措置に対する財政支援の継続	47
11	栽培漁業種苗放流支援の継続 ※	47
12	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用	48
13	特用林産物の出荷制限解除及び原木に関する補償への対応	48
14	東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備	49
15	東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設	49
16	固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保	49
17	東日本大震災復興関連予算の確実な措置 ※	49
18	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置	50
19	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続	50
20	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置 ※	50
21	被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保	51
22	事業復興型雇用確保事業の延長	51
23	災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続	51
24	放射能に汚染された廃棄物の処理 ※	52
25	除去土壌等の処分 ※	52

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
震災関連												
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
●		●	●				●		●	●	●	●
●		●			●	●	●			●	●	
●		●					●	●	●	●		●
●		●					●	●	●			
●		●							●	●		
●		●	●									
●		●				●						
●		●					●					
		●	●								●	
		●				●			●			
		●				●				●		
		●						●	●			
●		●										
●		●										
		●	●									
		●				●						
		●					●					
		●					●					
		●						●				
		●						●				
		●									●	
		●										●
		●										●

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
26	学校における防災教育体制の整備	52
27	被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置	53
28	被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充	53
29	金融施策に係る支援の継続	53
30	二重債務問題対策に係る支援の継続	53
震災関連以外		
31	国内における半導体生産拠点の確保等に向けた支援 ※	54
32	外国人住民への日本語教育の充実に向けた支援	54
33	令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化 ※	55
34	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保 ※	55
35	仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応	56
36	原子力災害時における避難機能を有する道路の整備	56
37	海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充	56
38	地方分権の着実な推進	57
39	障害福祉分野における十分な予算措置 ※	57
40	ポストコロナの観光施策への財政措置	57
41	広域防災拠点の整備	58
42	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保 ※	58
43	半導体関連人材の育成 ※	59
44	原子力発電所の廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理	59
45	地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置 ※	59
46	ダム設備の長寿命化対策に係る財政支援の強化	60
47	流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保	60
48	土砂災害警戒区域等の指定と砂防関係施設の整備推進のための財政的支援	60
49	国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進	61
50	地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策	61

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
							●					
								●				
									●			
										●		
										●		
震災関連以外												
●			●	●		●	●	●		●	●	
●			●	●	●	●	●					
●			●			●			●		●	
●			●			●			●		●	
				●		●		●	●		●	
●			●			●			●		●	
			●			●			●		●	
●						●		●				
●						●					●	
●						●					●	
●						●					●	
●						●	●			●		
●						●				●		●
			●			●		●				
			●			●					●	
			●			●					●	
			●			●					●	
			●			●					●	
			●			●					●	

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
51	港湾施設の長寿命化を図るための財政支援の拡充	62
52	新たな木材需要創出による木材産業の活性化	62
53	熱中症特別警戒情報に関する情報伝達体制の構築	62
54	拠点魚市場の経営安定・運営機能の維持に向けた支援	63
55	水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保	63
56	D X推進のための財源確保及び制度拡充	63
57	災害救助法の弾力的な運用	64
58	大規模災害発生に備えた体制の拡充・強化及び財政支援	64
59	犯罪被害者等支援に対する財政措置	65
60	地域就職氷河期世代支援加速化交付金の延長	65
61	学校給食費の無償化	65
62	重度障害者医療費と母子・父子家庭医療費へ現物給付助成を行う場合の国庫負担金減額措置の廃止	65
63	医療的ケア児者（重症心身障害児者等）及びその家族への支援の拡充	66
64	原子力災害への対応強化に対する支援 ※	66
65	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保 ※	67
66	地方財源の確保 ※	67
67	地域医療対策の充実	68
68	地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用	69
69	日本型直接支払における財源確保と地方財政措置の充実	69
70	流域治水の推進に向けた農業用排水機場の施設管理に係る支援の拡充	69
71	森林環境譲与税の配分基準及び地域林政アドバイザーに係る特別交付税率の見直し	70
72	津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援	70
73	特別支援教育の充実	71
74	特別支援学校における医療的ケア看護職員の定数配置	71
75	障害福祉サービス事業者等の不正への対応	71
76	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置 ※	72

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
			●			●					●	
			●						●		●	
			●								●	●
				●				●	●			
						●				●	●	
●	●											
●		●										
●			●									
●						●						
●						●						
●							●					
●								●				
●								●				
●												●
	●		●									
			●			●						
			●					●				
			●					●				
			●						●			
			●						●			
			●						●			
			●								●	
						●	●					
						●	●					
						●		●				
						●		●				

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
77	工業用水道事業における災害復旧費用予算の確保	72
78	管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保	72
79	流域治水対策を推進する田んぼダム等の取組支援制度創設	73
80	地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築	73
81	再生可能エネルギー発電設備に係る環境影響評価手続の強化	73
82	新幹線鉄道騒音対策の強化	74
83	地方創生のための財源確保	74
84	困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置	74
85	原子力災害医療体制の構築	75
86	保育士修学資金貸付等事業の継続	75
87	保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実	75
88	医療費助成制度の創設	76
89	警察車両の増強	76
90	警察官の増員	76
91	消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援の充実	77
92	条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等	77
93	結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額	78
94	公金収納事務のデジタル化に係る財源確保	78
95	私立の高校生や大学生等を対象とした修学支援の拡充	78
96	部活動の地域移行に係る支援拡充	78
97	次世代放射光施設への運営支援	79
98	I C T利活用環境整備等への財政支援	79
99	公立義務諸学校の教職員定数の改善	80
100	教育支援センターの運営費等への公的支援	80
101	修学支援制度の拡充	80
102	国際バカロレア認定校への支援	81

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
						●				●		
						●						●
									●		●	
										●		●
										●		●
											●	●
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
			●									
			●									
			●									
			●									
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
103	学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業の制度拡充	81
104	大規模災害における被災地の教育復興支援	82
105	医療・福祉人材確保対策の推進	82
106	介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援	83
107	障害福祉分野での ICT・ロボット等導入に係る十分な予算措置	83
108	医療用医薬品の早期の流通安定化	83
109	シルバー人材センター事業の安定的な事業運営のための要件緩和	84
110	みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源確保と支援	84
111	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置	84
112	水田活用の直接支払交付金の十分な予算措置と地域の実情を踏まえた制度運用等	85
113	強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業に係る十分な予算措置	85
114	施設園芸のエネルギー価格高騰対策に係る十分な予算措置	86
115	新規就農者支援施策における運用の拡充	86
116	協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と配分	86
117	農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置	86
118	農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置	87
119	地域計画の実現に向けた支援施策の創設	87
120	農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保	87
121	配合飼料価格安定制度の発動基準見直し	88
122	肉豚経営安定交付金制度の見直し	89
123	酪農資材高騰対策と牛乳・乳製品消費拡大対策への予算措置	89
124	肉用牛繁殖経営に対する経営安定化対策の見直し及び拡充	89
125	産業動物獣医師確保対策に向けた事業の拡充	90
126	農村地域防災減災事業等実施計画策定費の予算確保と定額助成継続	90
127	国営造成施設の突発事故に係る必要かつ十分な予算確保	91
128	競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進	91

要望項目一覧		ページ
	※重点要望関連項目	
129	海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援 ※	91
130	養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援 ※	92
131	資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保 ※	92
132	林業の振興及び産業力の強化に向けた支援	92
133	松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底	93
134	内水面漁業・養殖業のセーフティネットの構築	93
135	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備	93
136	亜炭鉱採掘跡における坑廃水処理に対する支援	94
137	信用保証協会への損失補償に対する財政支援	94
138	デマンド料金制度の見直し	94
139	地域公共交通への支援の拡充	95
140	鉄道会社への経営支援及び利用促進に対する財政支援の強化	95
141	防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援	96
142	鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進	97
143	令和元年東日本台風に伴い丸森町で発生した土砂災害への早期対策	97
144	上水道事業関連施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充・財源確保	98
145	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の財源確保及び制度の充実	98
146	プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進	98
147	循環型社会形成推進交付金（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保	99

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
										●		
										●		
										●		
											●	
											●	
											●	
											●	
												●
												●
												●

【震災関連】

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針において決定した海洋放出処分が令和5年8月に開始されましたが、懸念されていた農林水産物の風評被害については、令和5年12月時点においては国内で買い控えはみられず、県内の各魚市場における魚価も比較的安定しています。一方で、ナマコやアワビ、ホタテについては処理水の海洋放出後に一部の国・地域が講じた禁輸措置により、国内価格が下落していることから、影響を受けた事業者等に対して、東京電力ホールディングス株式会社が主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償を行うよう、国がしっかりと指導・監督することを強く求めるとともに、一部の国・地域における禁輸措置の一刻も早い解除に向け行動することを強く求めます。

また、引き続き風評被害の発生を防ぐため、処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、処理水に含まれるトリチウムをはじめとする放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の継続的な実施を求めます。

加えて福島第一原子力発電所の廃炉対策にあたっては、汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を国が前面に立って安全最優先で進めるよう求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

また、地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

3 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・
経済産業省・国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。ILCは、世界中の研究者等が集結するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国・世界に及ぶものですが、特にその建設の世界的候補地である東北では、ILCの建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と新しい東北に資するものでもあります。

つきましては、ILCの実現に向けて、国際協働による加速器の研究開発費等の予算措置を講じるとともに、ILC計画を関係府省庁横断により誘致を推進する国家プロジェクトとして位置付け、日本政府の主導のもと国際的な議論を更に推進するよう求めます。

4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・環境省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、さまざまな機会を捉え、より効果的な手段で正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。特に、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うよう求めます。

5 中国・韓国・香港などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいますが、いまだに中国や韓国など、諸外国・地域による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性への信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、香港などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国・地域への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けて

いるホヤや、中国政府、香港政府の輸入規制によって影響を受けている水産物等については、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

6 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省】

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工品の出荷額も東日本大震災前の9割程度まで回復していますが、一方で、海洋環境や魚種の変化、人材不足等の課題に加え、原料価格や電気料金の高騰、資金繰りの悪化など、水産加工業者を取り巻く環境は厳しい状況です。

本県沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、被災地の人材確保、加工原料の安定確保など、水産加工業者の取組に対する国の支援について予算を拡充するとともに、返済期間・猶予期間の延長など資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援を求めます。また、燃料価格高騰や電気料金高騰などに対する国による新たな支援制度の創設など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

7 災害援護資金に係る償還期限の延長と必要な財政支援

【内閣府・復興庁・総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金については、宮城県全体で約2万4千件、約409億円を貸し付けており、今年度から順次、借受人から市町への償還期限が到来しますが、高齢化や物価高による生活困窮等を理由とする未償還案件が多数発生し、現期限内での債権回収は極めて困難な状況です。

このような状況の中で、期限内の回収を行った場合には、借受人の生活再建が一層困難になるとともに、回収できなかった場合には、県や市町は、未償還額を立替えて返済しなければならず、多額の財政負担により財政運営に大きな支障を来すことが懸念されます。

このことから、借受人の生活再建と債権回収の両立のためには、償還期限の延長が必要であり、阪神・淡路大震災の特例に倣い、市町の支払猶予をもって国及び県の履行延期の特約が適用されるよう、早期に必要な政令改正を求めます。

また、市町の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分に対し必要な財政支援を講じることを求めます。

8 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

【内閣府・復興庁・財務省】

本県においては、NPO等による東日本大震災からの復興・被災者支援の取組を支援するため、内閣府所管の「NPO等の『絆力』を活かした復興・被災者支援事業」と復興庁

所管の「被災者支援総合交付金『心の復興』事業」を実施し、被災者の心のケアやコミュニティ形成等の取組を継続していくこととしています。

東日本大震災以降の被災地では人口減少が著しい地域が多く、被災者一人ひとりの課題も多様化しており、とりわけ孤立感や不安感を抱えている方もいることから、生きがいくくりやコミュニティの形成等、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を継続的に行っていく必要があります。

このことから、国においては、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、NPO等が安定して被災者の心の復興等の取組を実施できるよう、補助事業の継続及び十分な予算措置を求めます。

9 「防災教育と災害伝承の日」の制定

【内閣府・復興庁・文部科学省】

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こりうる大規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。

こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、さらに取組の重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

国においては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と同じ悲しみを繰り返さないためにも、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」として制定し、防災教育と災害伝承の活動を全国的に展開していくよう求めます。

10 建築確認申請等手数料にかかる減免措置に対する財政支援の継続

【復興庁・総務省・国土交通省】

住宅を再建する被災者の負担軽減のため、建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を、令和7年度においても実施するとともに、そのための十分な予算措置を講じることを求めます。

11 栽培漁業種苗放流支援の継続

【復興庁・財務省・農林水産省】

東日本大震災後、本県の重要な水産資源であるアワビやサケ等の種苗生産施設は、おおむね復旧を果たし、生産・放流体制は整いつつありますが、いまだに水揚げへの影響が及んでいます。種苗の生産・放流経費は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部が財源

となっていることから、これらの経費を確保するためにも、安定的な種苗の生産・放流体制の維持が必要です。

このため、栽培漁業種苗放流について、国庫補助による支援の継続を求めます。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水放出に伴い、一部の国や地域が講じた輸入規制等による水産物の価格の下落といった実害が発生するなど、漁家経営への影響が懸念されることから、海洋放出の有無に関わらず、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業活動を継続できるよう、引き続き、要望に応じた十分な予算の確保を求めます。

12 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用

【復興庁・財務省・経済産業省】

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、復旧・復興事業等の影響により、令和6年度内に事業に着手できない事業者が想定されることから、令和7年度においても予算措置するよう求めます。また、東日本大震災、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震に係るグループ補助金事業において、事業者の責めに帰さない事由により令和6年度内の事業完了が困難なものについては、令和7年度への事故繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについて、再予算化が図られるよう求めます。

加えて、財産処分制限の運用について、事業者が社会経済・海洋環境の変化にあわせた設備・機器の転用や入替等を行う場合には、一定の条件の下に、国庫補助金納付を免除する等の柔軟な対応を求めます。

13 特用林産物の出荷制限解除及び原木に関する補償への対応

【復興庁・厚生労働省・農林水産省】

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により、広範囲で出荷制限が継続されていることに加え、県内の立木をきのこ用原木として利用できないなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

非破壊検査器による出荷制限解除については、従来のまつたけ、たけのこに加え、令和5年3月になめこ、ならたけ、むきたけの3品目が追加され、県内関係者の大きな励みになっています。引き続き、野生きのこや山菜類への対象品目の拡大を求めます。

また、きのこ用原木の立木については、福島県のみを財物補償の対象としていますが、汚染実態に即して対象地域を拡大するとともに、県内産原木が利用可能となるまでの期間、国の補助事業により安定的に原木が調達できるよう、必要な財源の確保と支援の継続を求めます。

14 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

【内閣府・復興庁】

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の絆を育み、震災の経験と教訓を後世に伝え、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくため、国において、最大の被災県である本県に震災津波博物館等の複合拠点施設を整備するよう求めます。

15 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設

【内閣府・復興庁】

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して記憶の風化防止や防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などが一体となって取組を進めることが重要です。

一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から13年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するためにも、国が令和5年度から実施する調査事業の結果を踏まえ、伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や、伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じることを求めます。

16 固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保

【復興庁・総務省】

東日本大震災後の固定資産税等については、地方税法による特例措置のほか、津波による甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や、施設保有漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており、これらの減収額については震災復興特別交付税により財源が確保されているところです。

本県においては全力で復興に取り組んでいますが、被災代替資産の取得など復興に伴う税制上の特例の適用は今後も継続的に見込まれ、被災自治体の復興完遂のためには財源の確保が必要であることから、令和7年度以降においても引き続き、減収額に対する財政措置を求めます。

17 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

【復興庁・財務省】

本県では、国をはじめ多くの御支援をいただき、復興の取組を進めてきた結果、インフラの復旧などのハード面は、ほぼ完了する一方で、心のケアや地域コミュニティ再生、移転元地の利活用については、被災状況や地域差に加え、人口減少等の諸課題により、中・長期的な支援が必要な状況です。

国においては、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」で、「第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで効果的かつ確実に復興を進める。」とされていることから、被災地の復興完了に向け息の長い取組が必要な事業に対しては、地域の実情や社会情勢の変化にも配慮した第2期復興・創生期間の延長、各種制度の柔軟な運用や特例的な財政措置等支援を引き続き講じるよう求めます。

18 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災後、着実に復興が進んできていますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和6年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和7年度についても、きめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。

19 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

【復興庁・文部科学省】

本県では、東日本大震災による壊滅的な被害により、いまだに保護者の生活基盤が回復せず、経済的理由により就学に困難を来している児童生徒が数多く在籍していることから、被災児童生徒就学支援等事業については、令和7年度以降も交付金事業を継続するとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう求めます。

あわせて、奨学金事業や私立学校授業料等減免事業など、対象者が原子力災害被災地域のみとされた事業について、対象地域限定の撤廃を求めます。

20 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災から13年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子供の心のケアは重要な課題です。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子供が就学し、思春期を迎え、児童生徒一人一人の状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

一の派遣・配置を行うほか、心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等を行う支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

21 被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保

【復興庁・厚生労働省】

本県においては、東日本大震災による度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と継続して協議を行うとともに、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。

また、災害公営住宅に入居した被災者は高齢化率や独居率が高く、健康状態の把握や孤立防止のため、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。

このことから、国においては、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興基本方針」に基づき、心のケア対策や見守り・相談支援等の被災者支援に対する十分な予算措置を行うよう求めます。

22 事業復興型雇用確保事業の延長

【復興庁・厚生労働省】

事業復興型雇用確保事業については、これまでに約3万5千人の雇用を創出するなど、新たなまちづくりによる産業・なりわいの回復を目指している被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。一方で、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和6年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要したに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人手不足が深刻化している沿岸部の中小企業では、令和6年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。

こうした被災地の実情を踏まえ、雇用政策面から被災地の復興を支える事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長することを求めます。

23 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

【復興庁・国土交通省】

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

24 放射能に汚染された廃棄物の処理

【復興庁・環境省】

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、保管市町の実情に応じ、焼却や農林地還元等の処理方法により進められていることから、処理を進める市町の負担軽減と処理推進のため、市町が希望する取組に対して、国が責任をもって十分な財政・技術的支援を行うよう求めます。

指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。さらに、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物については、処理を推進するため処理先や財源の確保に積極的に取り組み、地域の意向も踏まえながら、市町任せにすることがないように、国が前面に立って実施していくよう求めます。

25 除去土壌等の処分

【復興庁・環境省】

除染により発生した除去土壌については、いまだに処分基準が定められていないことから、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示するよう求めます。また、除去土壌等の処分を実施するためには、地域だけでなく、国民全体の理解醸成が必要であることから、処分の必要性や安全性についての情報発信等、国の取組の一層の充実を求めます。さらに、保管市町に対し、除去土壌等の処分が全て完了するまで、処分や保管にかかる情報共有及び財政・技術的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう求めます。

26 学校における防災教育体制の整備

【文部科学省】

東日本大震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことは、本県にとって痛恨の事態でありました。この事実を重く受け止め、本県では、学校教育における防災体制作りと防災教育の強化、児童生徒及びその保護者の心のケアを重要課題ととらえ、平成 24 年度から他県に先駆けて、全ての公立学校に防災主任（拠点校には防災をはじめとした学校安全といじめ対策・不登校児童生徒等支援に当たる安全担当主幹教諭）を配置し、学校における防災教育の充実や地域と連携した防災体制の強化を進めてまいりました。

しかし、大川小学校に係る訴訟では、事前対策の不備を指摘した判決が下され、改めて、学校の防災対策、学校防災を推進する人材育成が求められることになりました。このことは、本県のみならず、全国の学校及びその設置者に課せられた大きな課題であることから、県単独の予算により支給している防災主任に係る手当相当額の国庫補助を求めるとともに、国における防災主任の制度化を求めます。

27 被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置

【厚生労働省】

東日本大震災後、国民健康保険料（税）の減免に係る財政支援や被災地の市町村国保に対する特別調整交付金の拡充支援など、手厚い支援が講じられたところです。

しかし、本県では現在も被災地の復興完了に向けて取り組んでいるところであり、被災地の国保制度の財政基盤が損なわれた状態は今後も続くことが見込まれることから、安定した事業運営が図られるよう、引き続き国による財政的支援を求めます。

28 被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充

【農林水産省】

東日本大震災の被災漁業者に対する制度資金等金融支援策については、平成 23 年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などの震災特例措置が実施されてきました。また、令和 5 年 8 月に開始された福島第一原子力発電所処理水の海洋放出の影響を受けた漁業者についても、一部、震災特例措置等の対象とされたところです。これらの措置については、復興途上かつ原子力災害の影響下にある漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしていくことから、令和 7 年度以降も継続するよう求めます。

また、本県沿岸漁業者は、海洋環境の変化等による不漁や養殖水産物の大量へい死、燃料や飼料価格の高騰などの影響を大きく受け、経営的に非常に厳しい状況にあることから、漁業近代化資金など国が所管する制度資金の貸付条件の緩和や償還期限の延長などのより柔軟な運用を求めます。

29 金融施策に係る支援の継続

【経済産業省】

被災地においては、業績回復の遅れや長引く物価高騰の影響等により、依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況です。また、宮城産業復興機構や東日本大震災再生支援機構により震災前債務の買取支援を受けた事業者に対しては、事業再生計画の着実な遂行のための資金繰りを引き続き支援することが必要です。

つきましては、被災事業者の資金調達の円滑化に大きな役割を果たしている、東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付を引き続き実施するよう求めます。

30 二重債務問題対策に係る支援の継続

【経済産業省】

震災前債務の買取支援を受けた被災事業者に対しては、宮城県産業復興相談センターの継続的なフォローアップが必要であることから、同センターの存続について、支援を求めます。

また、宮城産業復興機構及び東日本大震災再生支援機構により債務の買取支援を受けた被災事業者には、未だ再建途上の事業者も多いことから、債務買戻し期限の延長など、新たな事業再生スキームづくりを求めます。

さらに被災事業者が債務を買い戻す際に円滑な資金調達を行えるよう、国から金融機関に対する要請を求めます。

【震災関連以外】

31 国内における半導体生産拠点の確保等に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
経済産業省・国土交通省】

SBIホールディングス株式会社と台湾の半導体ファウンドリ企業であるPSMCによる国内法人JSMCホールディングス株式会社の半導体製造工場が本県に建設されることとなりました。

今回の新工場進出は、経済安全保障上、特に重要物資とされている半導体の国内安定供給という国策に叶うものであり、国の適切な支援の下での安定操業・関連産業の集積に向けた取組を進める必要があると考えております。

このため、半導体生産拠点の整備やサプライヤーの集積促進、工場の安定操業に必要なインフラ整備（上工下水道の機能強化）に係る財政的支援の継続・拡充を求めます。

また、世界的な半導体人材の需要拡大に対応するため、大学等が実施する人材育成の取組に対する財政的支援とともに、国、企業及び大学等が一体となった人材育成スキームの確立を求めます。

さらに、新工場進出や関連産業の集積等に伴う、物流及び人流の増加等に対応するため、通常予算とは別枠での道路・港湾・空港の整備に対する財政的支援、海外半導体人材の受入環境の整備等に対する財政的支援の継続・拡充を求めます。

32 外国人住民への日本語教育の充実に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省】

県内在住外国人の増加・多国籍化が進行する中、外国人が地域社会の一員として自立した生活を送るために、日本語教育の公的な仕組みの構築が求められています。国においては、「日本語教育の推進に関する法律」の制定により、地域の状況に応じた支援が設けられたほか、日本語教育機関の認定制度等について検討が進められており、本県においては、将来的な地域定着も見据え地域で留学生を受け入れる公的な日本語教育機関の開設が進んでいます。また、半導体製造工場の立地決定などにより、これまで以上に外国人が増加すると見込んでいます。

県内では、場所や人材、ノウハウ等が不十分であるなど、日本語教育の質の維持向上を図ることが困難な地域も多いことから、専門人材による日本語教育を継続的に実施するた

めの支援や、公的な日本語教育機関をはじめ学習環境の確保に向けた整備に対する支援など、地域の課題に応じた総合的な支援の拡充を求めます。

33 令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

令和6年能登半島地震は建物倒壊、液状化、火災や津波など多様な被害をもたらし、インフラやライフラインの寸断による孤立集落の発生や避難生活の長期化・広域化など、人的・物的支援や被災者の生活・生業再建に大きな影響を与えています。また、積雪寒冷による避難所の環境悪化や、災害関連死も発生しました。

国の被害想定では、切迫性が高まっている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震でも同様の被害が起こるだけではなく、北海道から茨城県に至る超広域的な災害になると予測されており、能登半島地震で顕在化した課題・教訓を踏まえた対策の推進が急務です。

そのため、国による能登半島地震の検証結果を防災基本計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画へ適切に反映し、国がその対策を推進するとともに、県や市町村の取組を加速させるため交付金や地方債の対象拡大や要件緩和など、より一層の財政的支援を求めます。

34 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

急激な人口減少社会の到来、加速する公共施設等の老朽化、気候変動に伴う自然災害リスクの増加などの全国的な課題に対し、本県においても的確に対応していくことが必要不可欠です。

つきましては、頻発化・大規模化・多様化する災害への対策の強化、安全で安心な暮らしを支える社会資本等の整備とその維持・管理体制の充実などを図るため、社会資本整備総合交付金等の通常予算を確実に措置するよう求めます。

また、道路ネットワークの機能強化や流域治水対策、漁港・漁村や農業施設等の防災機能強化、山地災害対策などの取組を着実に実施し、予防保全型を基本とした持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等に必要な予算を、労務費や資材価格の高騰も踏まえて総額確保するとともに、円滑な事業執行が図られるよう、当初予算も含めた計画的な予算措置、補助制度の創設や補助率の引上げ及び補助採択基準の緩和などを講じるよう求めます。

加えて、令和7年度を最終年度とする5か年加速化対策期間後においても、国土強靱化の取組を継続的・安定的に進めるため、国土強靱化実施中期計画の策定期間を夏までに示した上で、令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保するよう求めます。

35 仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応

【法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

仙台空港については、平成28年7月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始され、令和元年度には乗降客数が371万人となり3年連続で過去最高を更新するなど、民営化の成果が着実に現れていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から旅客数・貨物取扱量が落ち込み、令和5年度は回復の傾向にはあるものの、コロナ禍前の水準までは戻っていない状況です。

今後、旅客数・貨物取扱量の本格的な回復と一層の増加に向けては、民営化による機動性と併せて、24時間化空港のメリットを最大限に活かし、航空会社のニーズに的確に応じた柔軟な空港運用を行うことが重要となることから、管制の適切な対応及びC I Qの人員体制等の予算の確保などについて、柔軟に対応するよう求めます。

36 原子力災害時における避難機能を有する道路の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

東北電力女川原子力発電所2号機の再稼働に当たっては、避難計画の実効性をより向上させていくためにも、避難機能を有する道路整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要です。

つきましては、原子力災害時に避難機能を有する道路のうち、令和4年度から国直轄権限代行により新規事業化された国道398号沢田工区の早期完成、及び直轄負担金についての県の財政負担の一層の軽減に向けた支援を求めます。また、県道女川牡鹿線大谷川浜小積浜工区及び県道石巻鮎川線風越Ⅲ工区の2事業についても、整備に必要な予算を確保するとともに、補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充又は原子力発電所に係る交付金の対象範囲の拡大等により、整備に係る地方負担を求めるとの制度設計とすることを求めます。

37 海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

本県が管理する水門・陸閘については、東日本大震災による教訓を基に、施設操作者の安全確保及び確実な操作を行うため、水門・陸閘の多くを自動化、遠隔操作化しており、管理する施設数が増加しています。

このため、施設管理に係る費用が増大しており、東日本大震災により被災した地域特有の大きな課題となっています。

つきましては、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化等による整備に伴い、今後増大する修繕費や更新費について国庫補助率のかさ上げ及び維持管理費用を地方交付税の算定基礎数値とするなど財政上における支援措置を求めます。

38 地方分権の着実な推進

【内閣府・総務省・財務省】

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を押し進め、個性を活かし自立した地方をつくることのできる体制の整備が必要です。提案募集方式の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念に則り、地域の意見を十分に反映しながら、さらに推進するよう求めます。あわせて、人口減少や高齢化社会など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、地方分権の究極の姿である道州制を導入することが必要であり実現に向けた具体的な取組を促進するとともに、国と地方の役割分担に見合った税財源の大幅な移譲を推進するよう求めます。

39 障害福祉分野における十分な予算措置

【内閣府・財務省・厚生労働省】

本県では、障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実等を図るため、地域生活支援事業費等補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を活用してきたところですが、十分な補助額が確保されず、県等の要望額と国内示額に乖離が生じ、または要望が採択されないために、県及び市町村が国負担分を肩代わりしたり、法人が施設整備を断念したりする状況が続いています。

また、補助対象経費に対して補助率が4分の3である社会福祉施設等施設整備費補助金において、地域生活移行の受け皿となるグループホーム整備の場合に、補助基準額が補助対象経費を大きく下回り、実質の補助率が2分の1程度となるケースが多く、その差額が法人の多大な負担となっています。

そのため、地域生活支援事業等については、対象経費に対する2分の1の国庫補助が確実に実施されるよう、社会福祉施設等施設整備費補助金については、補助基準額の引上げによる法人負担の軽減と施設整備が推進されるよう、最近の建築資材の高騰等も踏まえた十分な予算措置を求めます。

40 ポストコロナの観光施策への財政措置

【内閣府・財務省・国土交通省】

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要は、全国旅行支援などの宿泊需要喚起策や誘客プロモーションの実施に加え、仙台国際空港における国際線定期便の運航再開や感染症の5類移行などにより着実に回復が進んでいるものの、コロナ禍前の令和元年水準までには至っておらず、とりわけインバウンドの状況をみると、令和5年の宮城県における外国人宿泊者数は令和元年比約9割、全国に占めるシェア率は0.5%で、東北6県の外国人宿泊者数の全国シェア率も1.3%に留まっており、今後、インバウンド需要を確実に東北地方に取り込んでいく必要があります。

つきましては、観光需要の本格的な回復とポストコロナにおける観光地としての競争力強化のため、広域周遊観光促進のための取組や、地域の観光資源を活用した観光コンテンツの磨き上げ・商品造成、宿泊・観光施設の受入環境整備等に対する継続的な財政措置を講じるよう求めます。

41 広域防災拠点の整備

【内閣府・財務省・国土交通省】

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後起こり得る大規模災害に効果的に対応するためには、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として圏域防災拠点や地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、引き続き必要な財政措置を講じるよう求めます。

加えて、平成21年8月に策定された東北圏広域地方計画において災害対策の推進や広域的な連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたほか、平成28年3月に策定された東北圏広域地方計画においては、複数県にまたがるような広域災害発生時に備え、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう東北圏を対象とする中核的な広域防災拠点の調査・検討を進めるとされていることから、大規模災害への備えを早期に確保するため、中核的な広域防災拠点を本県内に整備するよう求めます。

42 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

本県では、予防保全による改築更新費用の低減を図るため、下水道施設全体を対象とした長期的な更新に向け、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な事業執行に取り組んでいるところですが、改築更新が必要な施設の増加に伴う費用の増大に対し、対応が困難となっています。また、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、維持管理費や更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を令和4年度から開始しており、民間事業者が効果的な施設運営を行う上で、事業開始直後の設備投資が重要であるとともに、計画的かつ確実な改築費用の確保が求められています。

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営安定化への着実な推進に向けて、引き続き、改築更新費用に係る確実な財源の確保を求めます。

43 半導体関連人材の育成

【内閣府・文部科学省・経済産業省】

あらゆる産業に不可欠な半導体は、正に国家の戦略物資であり、国力の源泉でもあります。

半導体・デジタル戦略に基づく国の力強い支援により、我が県を含めて半導体製造企業の国内立地が相次いでおりますが、一方で半導体人材の確保・育成が重要な課題となっております。

一例としては、台湾の半導体学院や公的研究機関では、政府と複数の民間企業が一体となり幅広い層の半導体人材を育成するなど、官民を挙げた人材育成が行われており、世界トップレベルの半導体産業の基盤づくりに取り組んでおります。

今後、我が国においても、地方創生の観点も含め、国内半導体産業拠点が真に国際競争力を持てるよう、価値を創造する高度人材から生産基盤を支える人材まで、台湾半導体学院のような人材育成制度を国主導で確立してくださるようお願いいたします。あわせて、国内拠点大学等における半導体教育人材及び設備の充実に対する財政支援をお願いいたします。

44 原子力発電所の廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理

【内閣府・経済産業省・環境省】

東北電力女川原子力発電所1号機については、今後、廃止措置が進めば、放射性廃棄物が排出されることとなりますが、低レベル放射性廃棄物の処理について、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組の加速化に向けて積極的に取り組むよう求めます。また、国が主体となって使用済燃料対策を進めるとともに、高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の選定についても、国が前面に立ち、国民理解を得ながら誠実かつ慎重に行うよう求めます。

45 地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置

【総務省・財務省・厚生労働省】

本県では、救急医療や精神医療などの政策医療の課題解決を前進させるとともに地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合及び県立精神医療センターと東北労災病院の合築について協議を進めています。

また、今回の病院再編により影響を受ける地域において説明会を重ねるとともに、特に仙台市とは協議の場を設けるなど、関係者への丁寧な説明による理解醸成に努めているところです。

統合・合築による新病院の整備に際して、施設整備費等への助成を内容とする地域医療介護総合確保基金は重要な財源ですので、国で進める地域医療構想期間中における基金の確実な配分を求めます。

また、基金積立の地方負担に対して措置される地方交付税について、施設整備事業の実

施に伴う大幅な負担増に対応するよう、適切な財政措置を求めます。

46 ダム設備の長寿命化対策に係る財政支援の強化

【総務省・財務省・国土交通省】

本県にある多くのダムは、建設から40年以上が経過し、設備の老朽化が深刻化していることから、本県では、予防保全による設備更新費用の低減と平準化を図るため、ダム長寿命化計画を策定し、国土強靱化関連予算を活用しながら、計画的な更新、効率的な事業執行に取り組んでいます。

近年の豪雨災害の頻発化、激甚化に伴い、既存ダムの洪水調節機能の強化による事前放流の実施など洪水時にダムを最大限活用することが非常に重要となっており、ダムの適正な管理、運用が必要です。

つきましては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画後も、継続的・安定的に適切な管理、運用が図られるよう、国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、ダムの設備更新に係る必要な財源を確保することを求めます。

47 流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保

【総務省・財務省・国土交通省】

近年の気候変動に伴い、水災害が激甚化・頻発化しており、本県では、平成27年関東東北豪雨と令和元年東日本台風に続き、令和4年7月の大雨では、県北部を中心に堤防決壊が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

このため本県では、これまで以上に、河川整備を一層加速化するとともに、あらゆる関係者が連携して水災害対策を行う流域治水の取組を推進し、防災・減災対策を強化・深化させることが急務となっています。

このことから、流下能力の確保や河川管理施設の適切な維持管理等が行えるよう、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債の延長など、地方債の拡充が図られるとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画後も、継続的・安定的に流域治水の取組を進められるよう、国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、必要な予算を確保することを求めます。

48 土砂災害警戒区域等の指定と砂防関係施設の整備推進のための財政的支援

【総務省・財務省・国土交通省】

これまで本県では、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある箇所への砂防関係施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を順次進めてきました。

また、令和2年8月の土砂災害対策基本指針の改定により、より適切な区域指定のため高精度な地形情報に基づく「新たな基礎調査」の実施が求められており、その調査に要す

る費用の負担が、早期の区域指定と計画的な施設整備を推進する上での課題となっています。

つきましては、基礎調査に要する必要な予算の確保及び国費率の引き上げ、地方負担額への地方債充当等財政上の支援措置を求めます。

あわせて、砂防関係施設の計画的な整備をより一層推進するため、補助・交付金事業の採択基準の緩和と必要な予算の確保を求めます。

49 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進

【総務省・財務省・国土交通省】

30年以内の宮城県沖地震の発生確率が70～90%に引き上げられるなか、仙台塩釜港における耐震強化岸壁の早期整備は必要不可欠です。また、港内静穏度確保のための防波堤の延伸や船舶の安全な入出港のための航路・泊地の浚渫も重要であり、併せて、浚渫土砂の受入先としての廃棄物埋立護岸についても早急な整備が必要です。

一方、物流の2024年問題への対応としての施設機能の高度化や仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画に基づく臨海部の脱炭素化に向けた取組への対応も必要です。

このため、以下のとおり、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の財源による整備促進や制度拡充を求めます。

- (1) 雲雀野地区国際物流ターミナル整備事業による耐震強化岸壁及び南防波堤の整備促進
- (2) 水深確保のための航路・泊地の浚渫の促進及び廃棄物埋立護岸の整備推進
- (3) 港湾施設機能の高度化や臨海部の脱炭素化に向けた取組への支援制度の拡充

50 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策

【総務省・財務省・国土交通省】

東日本大震災による広域地盤沈下や異常気象に伴い、雨天時浸入水の増加による下水道の溢水被害や内水浸水被害が頻発化しており、その対策が急務となっています。

しかしながら浸入水対策は長い期間と費用を要し、単独費による負担となることから、財政基盤が脆弱な市町村にとっては、十分な対策が取れない状況です。特に内水浸水対策として整備された雨水排水ポンプ場については、今後の改築・更新費や維持管理費が、大きな負担となっています。

つきましては、雨天時浸入水対策に係る制度の創設を求めます。

また、内水浸水対策として整備した雨水排水ポンプ場の改築・更新に伴う国費率のかさ上げ、及び維持管理費に対する財政上の支援措置を求めます。

さらには、国土強靱化関連予算で実施する下水道事業について、国土強靱化債と同等の交付税措置となる公営企業債の創設を求めます。

51 港湾施設の長寿命化を図るための財政支援の拡充

【総務省・財務省・国土交通省】

本県が管理する港湾施設は、予防保全を基本とする長寿命化計画に基づき計画的かつ効率的に老朽化対策を進めています。

社会資本の老朽化は全国的な課題であり、特に港湾施設は厳しい自然条件下に置かれていることにより、供用期間中における部材の劣化や損傷等が発生し、施設の性能低下が生じやすいことから、定期的かつ計画的な点検・診断が重要です。

このため、港湾法等においては定期的な港湾施設の点検・診断の実施が定められていますが、点検・診断等に要する費用の国の補助制度等が無く、財源の安定的な確保が課題です。

つきましては、予防保全を基本とする老朽化対策を着実に推進するため、点検・診断に要する費用の補助制度の創設など財政上の支援措置を求めます。加えて、補修工事等の実施に係る補助・交付金事業についても、補助率の引上げや採択基準の緩和及び必要な予算の確保を求めます。

52 新たな木材需要創出による木材産業の活性化

【総務省・農林水産省・国土交通省】

国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、持続可能な森林経営を実現するためには、安定した木材需要創出による、林業・木材産業の活性化が重要です。

しかし、これまで我が国の木材需要を支えてきた住宅分野では、人口減少に伴い、新設住宅着工戸数の減少が見込まれており、これに代わる新たな木材需要を創出するためには、公共建築物をはじめ、非住宅や中高層建築物の木造・木質化を、より一層推進する必要があると、経済団体からも商業・オフィスビルなどへ木材を積極的に利用するよう提言されているところです。

このため、大規模建築物のみならず、普及性の高い中小建築物について幅広く支援対象となるよう、補助対象の拡充や補助率の引上げなど、既存制度の見直しを求めます。また、予算規模の拡大や地方財政措置の拡充など、地方公共団体や民間事業者における建築物への木材利用の取組に対する支援の強化を求めます。

53 熱中症特別警戒情報に関する情報伝達体制の構築

【総務省・国土交通省・環境省】

改正気候変動適応法により法制度化された熱中症特別警戒情報については、国が都道府県にメールで通知し、都道府県が任意の方法によりその内容を市町村に伝達するよう説明を受けているところです。

しかし、国、都道府県及び市町村間の情報伝達においては、タイムラグや人為的ミスが生じないような対策を講じることが必要であり、災害情報共有システム「Lアラート」や気象情報共有システム「アデス」を活用するよう求めます。

また、移動体通信事業者が大規模災害時に特定の範囲に一斉送信するエリアメールの対象に熱中症特別警戒情報を追加し、国民に対して直接かつ確実に情報伝達をする仕組みについても検討することを併せて求めます。

54 拠点魚市場の経営安定・運営機能の維持に向けた支援

【法務省・厚生労働省・農林水産省】

近年の冷水性魚種の不漁や物価・エネルギーコストの高騰及び就業者の減少と高齢化等により、本県の主要漁港に立地する魚市場の経営、運営機能の維持は厳しさを増しています。

海洋環境の変化に伴う漁獲量の減少は短期的には解消されず、当面の水揚量は従来よりも低い水準で推移すると予想されます。また、我が国では、中西部太平洋まぐろ類委員会の資源管理措置に基づき、クロマグロについては漁獲可能量（TAC）に基づく管理が行われていますが、定置漁業では年間漁獲量の1%にも満たないクロマグロを再放流する際において、主力である漁獲物も放流することとなり、魚市場への水揚量減少に拍車を掛けています。

加えて、市場機能を維持するためには一定の人材が必要となるものの、地方における就業人口の減少と高齢化は社会問題化しており、将来的には市場運営そのものが維持できなくなると心配されています。

このため、地域産業の中核を担う魚市場の持続可能な経営及び運営機能が確保できるよう、経営の合理化に取り組む期間中におけるセーフティネットの構築と魚市場業務に係る外国人材活用に対する育成就労制度対象分野への「卸売業（水産物地方卸売業）」の追加を求めます。

55 水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保

【財務省・経済産業省・国土交通省】

本県の水道用水供給施設及び工業用水道施設の多くは建設から40年を経過し、本格的な施設の更新時期を迎えつつあり、長寿命化を図りながら、計画的な更新を行っているところです。

さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、水道用水及び工業用水を安定的に供給するため、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化等が急務となっています。

引き続き計画的な施設の耐震化等の推進及び更新が図れるよう、令和7年度以降も必要な財源の確保及び制度の拡充を求めます。

56 DX推進のための財源確保及び制度拡充

【内閣府・デジタル庁】

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプは、本県の「みやぎ情報化推進ポ

リシー」に掲げる重点目標「地域の課題解決と活力の創出」などの実現に向けて有効な制度であることから、引き続き十分な予算の確保と継続的な支援を求めます。

また、現在、国において、災害発生時の避難所における円滑かつ迅速な受付のため、マイナンバーカードを活用した避難所運営の体制構築に着手しているところですが、災害時にはこれ以外にも、避難所での必要な支援物資など、様々な情報をタイムリーに把握する必要があります。

つきましては、これらの機能を有するマイナンバーカードを活用したスマートフォンアプリを普及させ、よりきめ細かな被災者支援体制の構築のため、現在、データ連携基盤を活用する取組のみが対象となっているデジタル実装タイプのTYPE 2及び3について、マイナンバーカードを活用して地域の課題解決に取り組むデジタル身分証アプリを基盤とする取組みも対象とするなど、交付要件の緩和や制度の拡充を求めます。

57 災害救助法の弾力的な運用

【内閣府・復興庁】

災害救助法について、県内全域又は県境をまたぐような広域的災害の場合、同じ災害で住家被害が同程度であるにも関わらず、発災直後の避難者数により被災市町村間で法の適用にばらつき・不均衡が生じる恐れがあるため、近年の災害態様や被災状況等を踏まえ、避難者数以外の観点でも、発災後速やかな災害救助法の適用が可能となるよう4号基準の見直しを求めます。また、同一の災害における災害救助法の適用について、被災市町村間に格差や不均衡が生じることがないように、都道府県知事の意向を踏まえるなど、より一層の弾力的な運用を求めます。

58 大規模災害発生に備えた体制の拡充・強化及び財政支援

【内閣府・総務省】

昨年7月の全国知事会の政府要望では、大規模災害に備え、国の指揮命令系統の明確化や、防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等を要望しています。

今年1月に発生した令和6年能登半島地震での災害対応で得られた知見・教訓等を踏まえ、実効性のある施策を講じるとともに、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等への備えを早急に進めていく必要があることから、専門の組織である「防災省（仮称）」の創設に向けた議論とその結果を踏まえた体制整備を求めます。

あわせて、各地方公共団体間の応援協定や対口支援制度により、情報連絡員や避難所の運営等に従事する職員を派遣していますが、その際に必要となった通信機器や応援活動のための車両など、円滑な被災地支援を担保する環境整備や資機材の拡充を図る必要があります。この課題は地方公共団体に共通するものであることから、国における財政的支援の拡充を求めます。

59 犯罪被害者等支援に対する財政措置

【内閣府・財務省】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的負担、周囲の偏見や誹謗中傷など、二次被害にも苦しめられています。このような中、性暴力・性犯罪の被害に遭われた方の窓口として本県が運営する性暴力被害相談支援センターの相談件数が大幅に増加しており、人的負担が重くなっています。

加えて、本県においては、令和5年10月に議員提案による宮城県犯罪被害者等支援条例が可決され、所管が公安委員会から知事部局に移管されたことを機に、市町村と歩調を合わせ、犯罪被害者等見舞金を創設したところです。

こうした取組については、各地方公共団体の財政的な理由で停滞することなく切れ目なく行う必要があることから、犯罪被害者等支援に対する十分な予算措置を求めます。

60 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の延長

【内閣府・財務省】

地域就職氷河期世代支援加速化交付金については、令和2年度から就職氷河期世代を対象とした就労支援の財源として、県の就職支援施設における相談窓口・キャリアコンサルティングの平日夜間や休日の拡充実施などに活用しており、令和5年度末までに県内650人の正規雇用を創出するなど、大変有益な成果を挙げています。

一方で、当該交付金の交付期間は令和6年度までとされており、その後が懸念されるようになっていきます。就職氷河期世代への支援は、息長く取り組んでいくべき課題であり、就職氷河期世代の活躍の機会が広がるよう継続的な取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付期間を延長することを求めます。

61 学校給食費の無償化

【内閣府・文部科学省】

学校給食法等の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等社会情勢が変化する中・長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要があります。

学校給食費の負担の在り方について、全国の公平性が確保されるよう、学校給食費無償化に向け、国全体として学校給食費等の負担の在り方を整理した上で、法改正等の必要な措置を講じるとともに、その経費については全額国庫負担により措置することを求めます。

62 重度障害者医療費と母子・父子家庭医療費へ現物給付助成を行う場合の国庫負担金減額措置の廃止

【内閣府・厚生労働省】

重度心身障害者及び母子・父子家庭の経済的負担の軽減と適正な受診機会の確保を目的

として、各都道府県において、市町村と連携し、独自に重度障害者医療費助成制度及び母子・父子家庭医療費助成制度を実施しています。

本県では、両制度とも利用者が一時的に窓口負担をし、後日支払われる償還払い方式により運用していますが、障害者や母子・父子家庭の利便性向上のため、一部の市町村から希望のある現物給付方式を採用しようとする、国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置が適用されるため、県及び市町村の財政負担の増加が懸念されます。

つきましては、現物給付方式を採用した場合の国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置の廃止を求めます。

63 医療的ケア児者（重症心身障害児者等）及びその家族への支援の拡充

【内閣府・厚生労働省】

医療の発達により、医療的ケアを必要とする児童（重症心身障害児者等）は年々増加しており、受入可能な医療型の入所施設が常時満床状態の中、家族介護による在宅での療養生活を維持していくために、家族を支えるセーフティネット機能としての各種支援の拡充が必要です。

介護する家族のレスパイトのための医療型短期入所はもちろんのこと、受入可能な通所サービスや訪問系サービスなどが生活する地域において提供されるよう、サービスを提供する事業所への介護報酬単価の引き上げ等制度の充実を図るとともに、必要な施設整備費用や医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等への支援を行う職員の人件費、医療的ケア児支援センターの運営費等に対する財政的な支援・拡充を求めます。

また、頻発する自然災害等に備え、特に、医療的ケア児者を対象とした市町村による個別避難計画の策定や福祉避難所の整備、備蓄品や電源の確保に向けた取組に対しての、財政的支援・拡充を求めます。

64 原子力災害への対応強化に対する支援

【内閣府・環境省】

東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、東日本大震災で被災した施設であることを前提として、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

万が一の原子力災害への対応として、住民搬送等の防災業務関係者の活動や避難退域時検査に必要な資機材の整備費、及び避難計画の見直しや住民の理解醸成などの原子力防災対策に伴う職員人件費について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

また、防災体制の強化には、住民の理解と協力が不可欠であることから、放射線に関する基礎的な知識や原子力防災対策の枠組み等について、国においても、科学的根拠に基づき分かりやすい情報発信を積極的に行うよう求めます。

加えて、能登半島地震における原子力災害時の避難道路や放射線防護対策施設等の被害について、省庁横断で検証し、地方公共団体に横展開するとともに、新たな知見等が確認

された場合には、避難計画の見直しに対する支援や、原子力防災体制の充実強化に係る必要な財政措置を行うよう求めます。

65 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系 20 業務に関し標準仕様に準拠して開発されたシステム（標準準拠システム）の利用を地方公共団体に義務づけ、また、全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築した情報システムを各地方公共団体が令和 7 年度までに利用するよう努めることとされています。

これまで、移行に係る経費の補助や令和 7 年度までの移行が困難な地方公共団体への移行時期の延長など、一定の配慮をいただいているところですが、各地方公共団体では人件費の高騰などにより依然として移行経費の全体が不明確であるほか、移行後の運用経費の増大や、ベンダーに起因する移行遅延など、様々なリスクを抱えています。

つきましては、地方公共団体が安心して円滑に移行できるよう、移行に係る必要経費の確保のための再調査や移行後の運用経費に係る十分な財政措置及び移行が遅延している地方公共団体への柔軟な対応等の措置を求めます。

66 地方財源の確保

【総務省・財務省】

（1）地方税財源の充実・強化

イ 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた期間が終了する令和 7 年度以降も、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

ロ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、物価高騰等の影響や地方税収の動向を注視し、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や近年、従来 of 想定を上回る規模で激甚化している自然災害対策経費、地域社会のデジタル化等の財政需要を適切に反映させるなど、引

引き続き地方の実情への配慮を求めます。また、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、国と地方の協議の場を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めます。

ハ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

(3) 防災・減災対策の推進に係る財源確保とその期間の延長

近年、頻発化・激甚化する自然災害への備えの強化が必要なことから、引き続き地方財政計画に緊急浚渫推進事業費、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、その財源となる緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の活用可能期間の終期が迫っているところですが、対応が必要な河川等がなお多く存在することから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

(4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中であって、公共施設等の適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る取組が今後本格化することから、令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

67 地域医療対策の充実

【総務省・厚生労働省】

地域医療体制の整備の取組に対する財政的支援の充実・強化のため、医療提供体制推進

事業費補助金を満額措置するとともに、地域医療提供体制を担う医療機関の採算性を確保するために、診療報酬、補助金及び交付金を充実するよう求めます。

また、地域の高度救急医療を継続して確保していくため、自治体病院が開設する救命救急センターについて、安定的に運営できるよう財政的支援を充実・強化するとともに、救急安心センター事業について、都道府県への交付税措置の充実を求めます。

68 地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用

【総務省・厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金は、地域の医療提供体制の整備などに必要となる財政支出に対して、十分な財源の確保がなされていません。また、地域医療構想の実現に向け、必要な財源が適切な時期に配分されることが必要ですが、国の内示日は夏以降となっており、年度当初から事業に着手できないことで、補助事業の実施時期が遅くなるなど、事業の円滑な実施に支障が出ています。さらに、事業区分が厳格であり、地域医療が抱える課題への柔軟な対応が困難となっています。

つきましては、都道府県負担分については、都道府県の財政事情に配慮した適切な地方財政措置を講じるよう求めます。また、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを前倒しするとともに、地域の実情に応じて、事業区分間の流用が可能となるよう運用の弾力化を求めます。

69 日本型直接支払における財源確保と地方財政措置の充実

【総務省・農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらす、極めて重要な機能であり、地域資源の保全及び質的向上を図る地域の共同活動や、中山間地域における農業経営の維持、環境に配慮した営農活動等に対して継続的な支援を行うなど、多面的機能が適切に維持及び発揮されるよう推進していく必要があります。

多面的機能支払交付金の資源向上支払（施設の長寿命化）においては、予算措置が要望額の7割程度に留まっているほか、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金も含め、要望額に対する十分な予算措置がなされていないことから、日本型直接支払の十分な財源の確保を求めます。また、近年多発する集中豪雨等への対策として洪水被害を緩和する「田んぼダム」を広域的に推進するため、加算単価の増額について制度拡充を求めます。

70 流域治水の推進に向けた農業用排水機場の施設管理に係る支援の拡充

【総務省・農林水産省】

農村地域の混住化が進行する中で、近年の豪雨等の自然災害の激甚化を踏まえ、市街地や集落の湛水被害を防止・軽減させる農業用排水機場の適切な機能発揮が求められており、

その運転経費が施設管理者の大きな負担となっています。

現在、農業水利施設の管理に対する国補助事業の対象は、国営造成施設又は国営附帯県営造成施設に限られています。

今後、国土強靱化の一環として、流域全体で関係者が協働し、水害対策に取り組む流域治水を推進するためにも、地域防災に寄与する農業用排水機場の運転に対する支援が必要不可欠であることから、施設管理に関する国補助事業の対象に県営造成施設を含めるよう対象施設の拡充を求めます。

加えて、エネルギー価格の高騰により、施設管理者である土地改良区の負担がより一層増しており、構成員である農業者への影響が大きいことから、引き続き、エネルギー価格の高騰状況を踏まえながら、運転経費の負担を軽減する対策を講じるよう求めます。

71 森林環境譲与税の配分基準及び地域林政アドバイザーに係る特別交付税率の見直し

【総務省・農林水産省】

地球温暖化防止機能や災害防止等の森林の有する公益的機能を維持・増進するために創設された森林環境税及び森林環境譲与税は、令和6年度税制改正により、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合が50%から55%に引き上げられるなど、森林整備が必要な地方公共団体に手厚く配分するよう見直されましたが、今後も必要に応じて譲与基準の見直しなど、各地方公共団体の実情を踏まえ、柔軟な対応を行うよう求めます。

また、地域林政アドバイザー制度については、林業行政を担当する職員が少なく、森林整備のノウハウも不足している市町村が活用しやすい制度となるよう、現在の特別交付税措置率を引き上げることを求めます。

72 津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援

【総務省・国土交通省】

本県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定を設定し、令和4年5月に公表しましたが、東日本大震災による津波浸水実績よりも浸水面積の拡大や、浸水深の増加が確認されています。

現在、沿岸市町においては避難施設の再整備など、確実に避難するための対応が求められています。

令和4年10月には、日本海溝・千島海溝型地震の特措法に係る特別強化地域に県内全ての沿岸市町が指定されたことにより、現行の補助制度で国費率がかさ上げとなるなどの特例措置が講じられたものの、地方公共団体の予算確保が困難な状況は依然として継続しており、減災対策の遅れが懸念されています。

つきましては、現行交付金事業の十分な予算確保や地方負担額への地方債充当率の引き上げなど、財政上の支援措置を求めます。

73 特別支援教育の充実

【財務省・文部科学省】

障害のある児童生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、これまでの障害の状態に加え、学校や地域の教育体制の整備状況も含めた総合的観点から個別に判断・決定する仕組みへと改められ、市町村の小中学校へ就学する機会が増えており、多くの市町村が受入れ体制を整備している一方、特別支援教育に係る教員の資質向上や特別支援教育支援員の配置に係る財政負担など対応に苦慮している状況です。

つきましては、市町村が、本人・保護者の意見を最大限尊重し就学先を決定することができるよう「合理的配慮」の充実のための特別支援教育支援員の増員など、財政措置の拡充を求めます。また、幼児期から高等学校卒業後までを見据えた切れ目ない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実について、一層の財政的支援を求めます。

74 特別支援学校における医療的ケア看護職員の定数配置

【財務省・文部科学省】

学校に在籍する医療的ケア児は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者は在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有するとされました。

こうした中で、安全な学習環境の整備を図るため、医療的ケア看護職員等の配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護職員の安定的な配置に向けた必要な措置を講じるよう求めます。

また、医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政的支援を求めます。

75 障害福祉サービス事業者等の不正への対応

【財務省・厚生労働省】

指定障害福祉サービス事業者等が介護給付費等を不正に受領し、不正利得返還請求に応じられない場合の国庫負担金については、市町村が負担しなければならないことになっています。

このことは、福祉制度の担い手である市町村の財政を悪化させることになりかねないことから、事業者が実際に市町村に返還した介護給付費等の額に相当する金額に応じて、市町村が国庫負担金を返還するなどの仕組みを構築することを求めます。

76 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

本県の職業能力開発校については、企業の大部分を占める中小企業の、主として建設業、製造業部門の若年技能者を養成するため、新規高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を実施することで、本県産業の発展の一翼を担ってきました。しかし、近年は、少子化等の影響による若年者の人口減少や、企業ニーズを踏まえた知識・技能の高度化、業務の複合化への対応が求められているほか、多くの施設が築年数を経過している状況にあることから、令和3年3月に宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画を策定し、効率的・効果的な校運営の観点から、将来を見据えて現在の5校を1校に再編して、令和10年4月の開校に向け新設校を整備することとしております。

つきましては、職業能力開発校の抜本的な再編整備を推進するためにも、令和9年度まで継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の十分な財源の確保を求めます。

77 工業用水道事業における災害復旧費用予算の確保

【財務省・経済産業省】

本県の工業用水道事業は、長期間にわたった景気の低迷やリサイクル技術の向上による契約水量の減少に加え、東日本大震災による企業の撤退により大変厳しい経営状況です。そのような中、昨今の激甚化・頻発化する災害により工業用水道単独施設のみならず水源施設としている多目的ダム等の共同施設も被害を受けました。

工業用水道事業の円滑な運営を行う上で、異常な自然現象による被害を受けた施設に対する確実な復旧が不可欠であることから、工業用水道単独施設はもとより水源施設等共同施設に対しても確実な災害復旧予算の確保を求めます。

78 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保

【財務省・環境省】

昭和54年度から運用している公共関与による現処分場については、東日本大震災での災害廃棄物の埋立てによる残余年数の減少等もあり、非常に逼迫した状況にあることから、後継となる処分場の整備に向けて、令和3年6月に最有力候補地を公表して以降、住民協議を重ね、令和4年9月に新たな処分場の整備に関する基本協定を締結し、令和9年度中の運用開始を目指して各種調査等を進めているところです。

管理型産業廃棄物最終処分場は、地域の生活・産業を下支えする不可欠な社会基盤ですが、整備に当たっては、周辺住民の理解を得ることが相当に難しい実態もあることから、全国的にも公共関与型での整備が進められている状況です。

令和7年度以降において、複数の地方公共団体が公共関与型による整備を予定・計画している中で、国においては、国が補助対象経費の4分の1を上限に補助する廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金についても、全国の要望額

に対応できるよう十分な財源の確保を求めます。

79 流域治水対策を推進する田んぼダム等の取組支援制度創設

【農林水産省・国土交通省】

本県では、水害の頻発・激甚化が発生しており、流域治水対策の一つとして水田の持つ雨水貯留機能を最大限に活用する田んぼダムの普及推進、農業用ため池などの空き容量を活用した洪水の一時貯留機能を発揮する取組を推進しています。

これらの田んぼダム等の取組は、水田の落水装置の管理やため池の落水操作等の負担増を伴うことから、上流から下流部に至る流域全体の関係者の合意形成が必要であり、現行の多面的機能支払交付金制度の活動範囲を超えた、広域的かつ持続可能な仕組みづくりが課題です。

このため、流域治水計画に田んぼダム等の計画を組み入れた市町村を対象に、取組に対する流域全体の合意形成や施設等の整備、操作等を支援する交付金等の支援制度の創設を求めます。

80 地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築

【経済産業省・環境省】

固定価格買取制度導入後、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大しています。その一方で、発電設備の導入に当たっては、土砂災害や景観、環境への影響を懸念する地域住民の声が高まっているほか、地元自治体等に対して設置を反対する要望等も出されています。また、近年では、固定価格買取制度の買取単価の低下などから本制度によらない発電設備の導入が増加しており、今後このような発電設備も含めた事業規律の強化や設備情報の把握が必要です。

つきましては、再生可能エネルギー発電設備の導入に当たっては、再エネ特措法に基づく認定を受けていない事業についても、土砂災害の危険がある区域での事業実施手続の厳格化、廃棄費用の積立ての義務化、関係法令に違反した場合の発電事業の停止措置の導入など、一層の規律強化を図ること、及び設備情報を地方公共団体が適正に把握することができる仕組みを構築することを求めます。

81 再生可能エネルギー発電設備に係る環境影響評価手続の強化

【経済産業省・環境省】

本県では、令和2年頃から山間地での大規模な風力や太陽光の発電施設導入計画が増え、事業者と地域住民とのコミュニケーション不足により反対運動に発展しているほか、一定地域への集中に伴う累積的な影響への対応や近隣事業の一連性判断に苦慮するなど、制度的な課題が生じています。また、固定価格買取制度により立地場所や規模が縛られ、事業計画の変更が困難な状況です。

本県においては、再エネの最大限導入と地域共生の両立を目指すために、令和6年度から新たな税を導入しておりますが、加えて、環境影響評価法について、早期段階での住民説明会や図書の継続的公開の義務化のほか、累積的影響評価に係る国の関与や一連性判断に係る基準の明確化など制度的枠組みを見直すよう求めます。

あわせて、環境影響評価手続における環境影響低減に向けた発電出力減少等の計画変更については、当初の固定価格買取制度に係る認定を維持する仕組みに見直すよう求めます。

82 新幹線鉄道騒音対策の強化

【国土交通省・環境省】

新幹線鉄道の開業以来、県内沿線において環境基準が達成されておらず、県民から低周波音を含めた騒音の苦情が寄せられています。これまで東日本旅客鉄道株式会社に騒音・振動対策を申し入れてきましたが、一向に改善が認められません。国の要綱等で土地利用対策が示されていますが、既市街化地域での対応は非常に困難であり、国が環境基準を満たすための効果的かつ速やかな音源対策等の実施を同社に指導し、主体的に沿線の騒音対策に取り組むよう求めます。また、東北・上越・北陸新幹線の沿線10県の公害担当課長で構成する協議会へ国土交通省が参加することを求めます。

さらに、新幹線鉄道走行による低周波音の環境影響に対する県民の不安に地方公共団体が適切に対応できるよう、早期に低周波音に係る測定・評価方法及び健康影響を示すことを求めます。

83 地方創生のための財源確保

【内閣府】

デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプは、若者の県内定住や関係人口の創出・拡大など地方の実情に応じた地方創生の取組を深化させるために有効であることから、新規採択分を含めた安定的な予算を確保するとともに、同交付金に係る地方負担について引き続き現行の地方財政措置を講じることを求めます。

また、物価高騰の影響を受けた保健福祉施設や畜産農家等は依然として厳しい経営を強いられており、事業者からはさらなる支援を求める声があるとともに、消費下支え等を通じた生活者支援も引き続き必要であることから、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の継続的な予算の確保を求めます。

84 困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置

【内閣府】

本県では、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に則り、石巻圏域で子ども・若者総合相談センターを運営するとともに、令和6年度はこの取組を横展開し、2か所目の相談セン

ターを県南圏域に開設し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者へのきめ細かな支援を行っています。

当該センターの取組を県内全域に広げ、一層の支援体制の強化を図るため、地方公共団体で全額負担している当センターの運営費用に対する予算措置を講じるよう求めます。

85 原子力災害医療体制の構築

【内閣府】

本県では、原子力災害拠点病院として、東北大学病院、仙台医療センター及び石巻赤十字病院を指定し、原子力災害医療体制の構築を進めています。

原子力災害拠点病院は、新たに原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害が発生した際には、原則として被災道府県の原子力災害拠点病院に派遣されることとなっていますが、状況によっては、当該原子力災害拠点病院の外での活動も求められる場合もあり、チーム員が被ばくする可能性もあり得ることから、チーム員の活動限度の目安等となる被ばく線量の上限を設定するよう求めます。

また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療派遣チームの維持のほかにも、他の原子力災害拠点病院等との医療連携や教育研修・訓練の実施、関係機関への支援などを新たに実施する必要があり、円滑かつ充実した対応を図るため、原子力災害拠点病院の業務の運営に必要な財政上の支援の創設を求めます。

86 保育士修学資金貸付等事業の継続

【内閣府】

保育士修学資金貸付等事業は、保育士を目指す学生等の経済的な負担を軽減するとともに、県内での就労を促進するという点においても、効果的な取組となっています。貸付決定に係る国の支援は、令和3年度以前と比較し、令和4、5年度は増額されたところですが、本来の貸付期間である2か年分の貸付決定を行うには依然として残額が不足する恐れがあり、今年度も単年度での貸付決定を余儀なくされています。このため、安定的な貸付事業の実施に向け、必要な予算措置を講じるよう求めます。

また、貸付に伴い作成する書類（貸付決定通知書、変更決定通知書、誓約書）が印紙税の対象となっており負担が生じていることから、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」（文部科学省）と同様に非課税とする、若しくは印紙税分を貸付原資に上乗せして交付するよう制度の改正を求めます。

87 保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実

【内閣府】

安全で安心できる保育環境実現のため、配置基準や、公定価格・加算等の改善を求めます。

配置基準については、子ども・子育て支援新制度に掲げられた1歳児の保育士配置基準の改善について、令和5年12月に公表されたこども未来戦略において、加速化プランの期間中の早期に改善を図るとされたことから、改善内容を確実に実施することを求めます。

公定価格・加算等については、保育士の賃金水準が低いことが、地方における保育士の確保や定着につながらない大きな要因となっていることから、国家公務員の地域手当に関する見直しの方向性を反映するなどにより公定価格の全国的・地域的な格差を是正し、地方でも保育士を確保しやすい単価設定としたり、職員の配置基準を超えて保育士等を配置した場合にさらなる加算を行い、保育士の処遇改善を図るなど、抜本的な制度の改善を求めます。

さらに、公定価格と実経費に乖離があることで施設の負担が生じている副食費についても実態に即した公定価格を設定することや、障害児や医療的ケア児を身近な地域の保育所が受け入れられるように、公定価格に必要経費を反映させた加算額を設定することを求めます。

88 医療費助成制度の創設

【内閣府】

子どもの医療費助成事業は、子どもの健康保持及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、各市町村で実施され、県がそれを一部支援しており、子育て家庭の福祉の増進に大きな役割を果たしています。

一方、各市町村の財政事情や政策的な方針などから、地方公共団体間で対象年齢や自己負担額の制度内容が異なるため、不公平感や不満が生じている状況です。

子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めるため、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療が受けられるよう、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するよう求めます。

89 警察車両の増強

【内閣府】

捜査用車両については、現状約1,400人の捜査員に対して393台の整備内容となっており、1台を約4人で使用している状況です。

このような状況下において、初動捜査活動やその他の捜査活動に十分な捜査力が発揮できているとは言い難く、絶対的に捜査用車両が不足していることから、あらゆる警察事象に迅速、的確に対処し、機動力を発揮した捜査活動等を行うためにも、捜査部門に対する警察車両を増強するよう求めます。

90 警察官の増員

【内閣府】

近年の治安情勢は、刑法犯認知件数が増加傾向にあり、情報通信技術や交通網の飛躍的

な発展に伴い、特殊詐欺やサイバー犯罪を始めとした犯罪のスピード化・広域（国際）化・複雑化が一層進んでいるほか、殺人等に発展するおそれが高い児童虐待等の人身安全関連事案の取扱件数が年々増加を続けており、警察が担う責務は一層大きくなっています。また、本県では、平成30年に発生した交番襲撃（殉職）事案を受け、警察官の安全確保を目的とした複数勤務を実施していますが、これにより交番・駐在所を不在とせざるを得ない時間が増加するため、県民の要望に即応できないことが懸念されます。

平成29年度以降、本県に対する増員措置は見送られており、社会の変化や、これに伴う治安情勢の変容に的確に対応し、県民が安心して暮らせる安全な社会を実現するためにも、警察の活動基盤である警察官の増員を求めます。

91 消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援の充実

【総務省】

人口減少社会の到来及び高齢化が進む中で、消防力を維持・強化するためには消防の広域化が最も有効な対策ですが、消防本部間の消防力の格差、給与の不均衡の是正等が阻害要因となっています。

また、広域化への進展が期待できる消防の連携・協力においては、既存の設備の更新時期の違いによる負担格差が障害となっています。

本県では消防広域化につなげるために、指令業務の共同化を進めていますが、財政支援措置の対象となる令和7年度までの実現は限定的な状況です。消防の広域化及び連携・協力事業の推進には、各種財政支援の充実が重要なことから、令和8年度以降についても緊急防災・減災事業債の対象とすることや、調査委託費に対する補助など、都道府県及び市町村等に対する財政支援措置の継続と一層の拡充を求めます。

92 条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等

【総務省】

令和5年4月に改訂されたデジタル田園都市国家インフラ整備計画において、令和12年度末までに道路延長のうち携帯電話が利用できる区間の割合（道路カバー率）が99%になるように、基地局の整備目標が設定されていますが、令和3年度末時点では95%程度となっています。

また、非居住地域については令和2年度から携帯電話等エリア整備事業が見直され、補助対象とされたものの、条件不利地域にあるため、整備に係る経費が高くなる傾向にあることなどから、エリア整備が進まない状況にあります。

非居住地域であっても災害時や緊急時において携帯電話が利用できるよう、すべての不感地域の解消に向け、補助率の引上げなど、国庫補助制度の拡充を求めます。

93 結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額

【総務省】

適切な結核医療を継続的に確保するためには、地方財政計画により所要の経費が安定して計上される必要があります。

そのためには、今後の結核医療に係る地財単価を平成 26 年度の水準に回復するとともに、特別交付税の算定にも確実に反映するよう求めます。

94 公金収納事務のデジタル化に係る財源確保

【総務省】

令和 5 年 10 月、総務省から地方公共団体に対し、e L T A X を活用した公金収納事務のデジタル化について方針が示されました。これによれば、各地方公共団体において、公金の収納管理を行っているシステムの改修を実施し、令和 8 年 9 月から e L T A X を活用した公金納付を開始することが求められています。

本県の財務システムを公金収納事務のデジタル化に対応させるためには、改修作業や試験期間を考慮すると、令和 7 年度中にはシステム改修に係る契約を締結し、作業を開始する必要があります。その費用は多額になることが想定されます。

このことから、令和 8 年 9 月からの公金収納事務のデジタル化に向けたシステム改修を、適時にかつ円滑に行うための財源確保に向けて、予算措置を求めます。

95 私立の高校生や大学生等を対象とした修学支援の拡充

【文部科学省】

高等学校等就学支援金制度により、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減が図られていますが、家庭の経済的な事情や居住する地域に関わらず、希望する教育を等しく受けられるようにすることは全国共通の課題であり、また、昨今の物価高に伴う家計負担の増に加え、賃上げによる所得増により従来の支援から外れることで、実質的な年収に逆転現象が生じる世帯を解消するためにも、修学支援制度における対象者の拡大や所得要件の緩和など、一層の支援の拡充を求めます。

また、私立小中学校に対する授業料減免支援については、現在、入学後の家計急変世帯に限られていますが、補助対象の拡大など国による支援の一層の充実を求めます。

加えて、大学や専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する修学支援新制度による授業料等の減免や給付型奨学金事業等についても、支援対象の拡大、給付額の引上げなど制度を拡充するよう求めます。

96 部活動の地域移行に係る支援拡充

【文部科学省】

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏ま

えた部活動の地域移行を行うためには、地域クラブ活動の安定した運営や質の高い指導者の確保、関係者の理解促進などが課題となっています。

また、地域クラブ活動に要する費用は受益者負担が前提とされていますが、会費など新たに生じる負担に不安を感じている県民も少なくなく、市町村や地域では、その対応に非常に苦慮しています。

そのため、部活動の地域移行が円滑に行われるよう、国の責任において、指導者の資質向上のための支援策と、地域クラブ活動の持続可能な運営に必要な恒久的な財政支援策を明確に示すとともに、国においてもその目的や目指す姿の広報に積極的にに関わり、関係者への一層の理解促進に取り組むことを求めます。

また、市町村の財政や家庭の経済状況に関わらず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、会費や保険料など、新たに保護者らに生じる費用負担が大きな課題の一つとなっていることから、経済的に困窮する世帯に対して支援するなど、国の責任において必要な財政措置を講じることを求めます。

97 次世代放射光施設への運営支援

【文部科学省】

東日本大震災からの産業復興を果たし、我が国が今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、科学技術・産業技術の革新的振興を図ることが不可欠です。

次世代放射光施設（NanoTerasu）については、平成30年7月、一般財団法人光科学イノベーションセンターを代表機関とする宮城県、仙台市、東北大学及び東北経済連合会が、同施設の整備・運用に積極的に関わる地域及び産業界のパートナーとして、文部科学省により選定されました。

NanoTerasuは、国と地域が、官民地域パートナーシップのもと、費用を分担しながらプロジェクトが推進されてきており、令和6年度から運用を開始しております。

NanoTerasuを核として、世界に向けたイノベーションを創出していくため、運営期においても施設運営が適切に行われるよう、国からの支援を求めます。

98 ICT利活用環境整備等への財政支援

【文部科学省】

1人1台端末をはじめとするICT・オンライン教育環境は、これまでの指導や学習を単に効率化するためのものではなく、新学習指導要領等に基づく個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るために必要不可欠な学習基盤と位置付けられたことから、恒常的な国の財政支援により、教員及び生徒1人1台端末環境について長期的かつ安定的な保守・更新等を行うとともに、家庭の通信料の負担軽減策を講じるよう求めます。

また、ICTの効果的な活用には、一層の環境整備が必要であることから、校内外の通信ネットワークの高速大容量化、学校において教員のICT利活用をサポートするICT支援員の配置に要する経費等について、実効性の高い国庫補助による十分かつ継続的な支

援を求めます。

99 公立義務諸学校の教職員定数の改善

【文部科学省】

新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人ひとりの子どもと向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するため、普通学級の35人以下学級を中学校へも早期に拡大するとともに、特別支援学級の標準を6人以下に引き下げることを求めます。また、これらに係る教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。

さらに、不登校児童生徒の増加に伴う児童生徒の心のケアなどの業務量が増大していることから、心のケアなどの面でリーダーシップをとっている養護教諭の複数配置の標準の引下げや児童生徒支援に係る加配教員の増員を求めます。

加えて、都道府県及び市区町村教育委員会での指導主事の配置を充実できるよう、必要な予算措置や定数措置を図るとともに、充て指導主事については、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づく定数縮減計画から除外することを求めます。

これらの教職員に係る給与費については、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保するよう求めます。

100 教育支援センターの運営費等への公的支援

【文部科学省】

不登校児童生徒が年々増加する中、すべての児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整備することが重要となっています。学校以外の学びの施設として、各市町村が設置する教育支援センターが考えられますが、不登校児童生徒の学習支援や自立支援を図る上で、個に応じた支援や体験を重視した活動等が重要であるものの、その実施には人材確保及び環境整備等を図る必要があり、そのための人件費や運営費が市町村の財政を圧迫しています。また、小・中学校と比べ遠方になり、交通費の負担も課題となっています。

このような状況を考慮し、児童生徒のニーズに応じた児童生徒個々の学びの保障を実現するために、各市町村が設置する教育支援センター等の公的機関への国庫補助などの財政的支援を求めます。また、市町村の教育支援センター及びフリースクール等の民間施設に通う児童生徒の活動費、交通費等への財政支援も求めます。

101 修学支援制度の拡充

【文部科学省】

本県では、物価高騰等の影響により、家計収入の激減や支出の増加など、経済的理由により就学に困難を来している生徒が増加しています。

つきましては、高校生が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教育費負担の軽減を図るため、就学支援金における段階的な所得要件の緩和や第二子以降への要件

緩和、令和5年度から実施された就学支援金家計急変世帯の所得要件を通常の就学支援金制度と同様、年収910万円未満まで引き上げるほか、奨学給付金における給付対象の拡大と給付額の増額、給付型奨学金の創設、高校専攻科支援金における所得要件の緩和並びに災害時における入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料の減免など修学支援制度の拡充を求めます。

102 国際バカロレア認定校への支援

【文部科学省】

急速に進展するグローバル化の中で、次代の社会を担っていく生徒には、直面する課題に誠実に向き合い、周りの人と協働しながら思考を掘り下げ、解決に向けた方向性を見出していく資質・能力が求められています。国際バカロレアの提供する双方向型・協働型の学習プログラムは、今後求められる資質・能力を身に付けたグローバル人材を育成することができると期待されています。

本県においては、国際社会で活躍し、世界と宮城をつなぎ、宮城の復興と発展に貢献できるグローバルリーダーの育成を図るため、国際バカロレア機構から正式に認定を受け、令和3年4月からプログラムを開始しましたが、公立高校においてプログラムを実施していくためには、ICT機器や環境の整備、教員の養成や増員、外国人を含めた教員の確保など、財政面、人員確保の面、双方の課題を解決する必要があります。

つきましては、今後必要とされる経費に対する財政的支援及びプログラム認定校への教員定数加配措置についての支援を求めます。

103 学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業の制度拡充

【文部科学省】

本県における学校施設は、昭和50年代に多くが建築され、老朽化が進み、長寿命化や改築等の対応が課題となっています。事業採択の遅れは、設置者の事業実施の先送りにつながり、ひいては、児童生徒の安全確保に支障を来すこととなります。このため、設置者において計画した事業が年度当初から円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算において確保することを求めます。

また、設置者の財政的な負担軽減を図るため補助要件の緩和による制度の拡充、教育課題の解決や環境改善などに対応するための施設整備についても、更なる制度の充実を求めます。

さらに、公立高等学校についても、長寿命化対策及び大規模改造（トイレ、空調、バリアフリー）などの国土強靱化に資する整備や、脱炭素化推進への対応による財政負担の増大が見込まれることから、国庫補助化を含めた財政的支援を求めます。

104 大規模災害における被災地の教育復興支援

【文部科学省】

近年、全国各地で発生する自然災害により、多くの被害が発生しています。被災地の学校では、ハード面の被害に加え、教職員も被災者となり、学校教育活動再開までに時間を要し、再開後においても教職員の精神的・肉体的な負担が継続します。

学校教育活動の早期再開は、災害からの復旧の第一歩となり、児童生徒の心の安定、地域全体の活力にもつながります。

このことから、被災した学校における教育活動の早期再開を支援するために、災害時の学校運営に関する専門的知識や対応力を備えた教職員を派遣する体制を整備するとともに、被災自治体や国の要請により支援者を派遣した場合の財政的支援制度の創設を求めます。

105 医療・福祉人材確保対策の推進

【厚生労働省】

(1) 医師

医師の働き方改革が進められる中、医師不足が深刻な地域において必要な医師を継続して確保するため、大学病院や中核的病院（民間病院を含む）から中小病院や診療所等への医師派遣に対する支援の拡充など、地域医療における医師確保について、実効性のある対策を講じるための予算措置を求めます。

(2) 看護師

医療機関等が看護師の人材確保や賃上げに向けた取組を推進できるよう、処遇改善のための予算措置を求めます。また、看護学生の負担軽減のため、養成所の運営費に対する補助金の拡充に向けた十分な予算措置を求めます。

(3) 薬剤師

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師確保対策事業を実施していますが、薬剤師不足が深刻である地域では、特に病院薬剤師の安定的な確保が喫緊の課題であり、本県では薬学生就学資金貸付事業の実施を新たに検討していることから、十分な予算措置を求めます。

(4) 歯科衛生士・歯科技工士

人材確保が課題となっていることから、未就業者を対象とした復職支援、技術向上に向けた研修会の開催等、人材の確保、資質向上及び定着のための事業の一層の促進に向けた財源の拡充を求めます。

(5) 介護人材

介護分野においては、地域区分や処遇改善加算等を含む介護報酬の体系を検証し、都市部でも地方部でも等しく人材が確保できる報酬となるよう求めるとともに、外国

人介護職員の育成・参入の促進に向け、介護施設における外国人受入に係る経費への支援など、地域医療介護総合確保基金の用途の拡充を求めます。

障害福祉分野においても、福祉・介護ニーズの拡大に対応した人材を確保できるような高い水準の報酬体系の措置や全てのサービスを対象とするよう処遇改善加算の拡大を求めるとともに、入職や離職防止、働き方改革等を推進する総合的な人材確保対策の実施を求めます。

106 介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援

【厚生労働省】

令和3年4月から介護報酬及び障害福祉サービス等報酬が改定されるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な措置として、令和3年9月末までは基本報酬の上乗せ、令和3年12月末までは補助金の交付が行われましたが、その後も新型コロナウイルス感染症への対応は続いており、事業所の運営を圧迫しているとともに、食材費や光熱費の高騰が事業所の厳しい運営に拍車を掛けています。

令和6年4月の報酬改定では高齢者施設等における感染症対応力の向上について評価する新たな加算が創設され、令和6年8月には基準費用額（居住費）の見直しが施行されますが、今後も状況に応じて臨時の報酬改定を行うなど、質の高い福祉サービスを継続して提供できる基盤を整備するよう求めます。

なお、制度の設計に当たっては、利用者、保険者及び都道府県に過大な負担を課すことがないように配慮を求めます。

107 障害福祉分野での ICT・ロボット等導入に係る十分な予算措置

【厚生労働省】

障害福祉サービス事業所等における ICT化やロボット等の導入は、介護現場の労働環境の改善や生産性向上に有効な手段であり、本県でも国の補助金を積極的に活用し、県内事業所の導入を促進してきましたが、令和6年度においては、国の財源が確保されていません。

このままでは、導入意欲のある障害福祉サービス事業所等の要望に応えることができないことから、引き続き ICT化やロボット等の導入を促進するための十分な予算措置を求めます。

また、地方負担の軽減を図るため、国による全額補助や国の補助割合のみを設定し地方負担を定めないといった制度改正についても求めます。

108 医療用医薬品の早期の流通安定化

【厚生労働省】

医療用医薬品については、複数の医薬品メーカーの不祥事等を契機に、一部の製品に対

して出荷停止や出荷調整が行われ、医療機関や薬局において入手することが困難な状況です。これにより、医療現場では、他の医薬品への処方変更や医薬品卸との頻回な納入交渉を余儀なくされ、それでも希望する医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来しています。

国として、医薬品メーカーが医療上の必要性が高い医薬品を安定的に製造できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を迅速に進めるとともに、増産対応する医薬品メーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援をさらに拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の早期改善に向け、実効性を持った対策を講じることを求めます。

109 シルバー人材センター事業の安定的な事業運営のための要件緩和

【厚生労働省】

各シルバー人材センターが安定的な運営を行う上では、高年齢者就業機会確保事業費補助金（シルバー人材センター事業分）は重要な財源となっており、その交付要件は「会員数 100 人以上かつ年間就業延人数 5,000 人日以上」と定められています。本要件には人口に関する条件が定められておらず、人口減少に直面する小規模町村では会員の確保・維持が難しい状況となっていることから、高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るためにも、人口が少ない町村も対象となるよう要件を緩和することを求めます。

110 みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源確保と支援

【農林水産省】

みどりの食料システム戦略の目指す姿を実現するためには、グリーンな栽培体系での農産物生産を、生産者が継続して取り組むことが必要であるため、当初予算での安定した財源の確保を求めるとともに、環境負荷低減に取り組む生産者及び事業者の拡大に向け、既存の税制特例や無利子資金等の支援措置に加え、直接的な支援制度の創設を求めます。

また、省力化と低コスト化を実現するため、ドローンによるピンポイント農薬散布など、スマート農業との融合による新たな化学肥料・化学農薬低減技術が不可欠であり、かつ地域に最適化した技術体系を確立する必要があることから、地方の裁量で活用可能な試験研究予算の確保及び都道府県公設試験研究機関への配分を求めます。

さらに、グリーンな栽培体系で生産された農産物の価値が適正に評価され、サプライチェーン全体での理解が醸成されるよう、継続的かつ実効性のある取組の確実な実施を求めます。

111 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、高齢化による狩猟者の減少や里山の荒廃等に伴う野生鳥獣の活動範囲の広域

化及び生息数の増加により、野生鳥獣による農作物被害が増大しています。被害額は、平成 26 年度の 2 億円をピークに減少しているものの、令和 4 年度は約 1 億 5 千万円であり、依然として深刻な状況です。

市町村等においては、鳥獣被害防止対策として、侵入防止柵の設置及び捕獲活動等の取組を行っていますが、農作物被害の多くを占める獣類の捕獲頭数は増加傾向にあるにもかかわらず、交付金配分額は要望額の 79% と大きく減少したため、農作物被害の軽減を図るための十分な対策を講じることができない状況であることから、一層の手厚い予算措置を求めます。また、交付金を弾力的に活用して、農作物被害対策を確実に実施するため、推進交付金と整備交付金の流用を可能とするよう制度の拡充を求めます。

112 水田活用の直接支払交付金の十分な予算措置と地域の実情を踏まえた制度運用等

【農林水産省】

本県農業は水田農業を基幹としており、米の需給安定と水田フル活用に向けて、主食用米から園芸作物や大豆・麦など所得を確保できる作物への転換に取り組んでいます。

主食用米の国内需要は、毎年 10 万トンペースで減少しており、需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用の取組を円滑に実施していくために、畑地化促進助成を含む水田活用の直接支払交付金について、十分かつ安定的な予算措置及び法制化を含めた恒久的な制度の確立を求めます。

また、交付対象水田の要件については、農業者が安心して営農を継続できるよう、大規模災害からの復興に取り組んでいる地域等の実情を十分踏まえた制度の運用を求めるほか、交付対象から除外される中山間地域など条件不利地域に対する支援制度拡充等の代替措置を求めます。

113 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、令和 3 年 3 月に第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定し、その中で先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立などにより、令和 12 年までに園芸産出額を倍増させることを目標に掲げ、取り組んでいるところです。

東日本大震災の発生以降、本県では高度な環境制御技術を備えた大規模で先進的な施設園芸の導入が進んでいます。この取組をさらに加速させるため、積極的な先進的園芸経営体の育成に向け、引き続き計画的な大規模園芸施設の導入等に対する支援が必要であることから、本事業を継続し、令和 7 年度当初予算における確実かつ十分な予算措置を講じるとともに、補助金上限額の見直しを求めます。

114 施設園芸のエネルギー価格高騰対策に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、東日本大震災の発生以降、大規模で先進的な施設園芸に取り組む農業法人が数多く誕生しています。また、令和3年3月には第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定し、令和12年までに園芸産出額を倍増させることを目標に掲げ、先進的施設園芸の拡大に取り組んでいます。一方で、施設園芸は経営費に占めるエネルギーコストの割合が高く、現在の燃料価格・電気料金の高騰が経営を圧迫しています。

つきましては、今後も燃料価格の高騰が続くものと見込まれることから、園芸農家の負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、農家負担や急騰特例基準の見直しを求めます。

あわせて、施設園芸には電力が不可欠で、電気料金の高騰は園芸農家の大きな負担となることから、電気料金の高騰に対する支援策の創設を求めます。

115 新規就農者支援施策における運用の拡充

【農林水産省】

担い手の減少や高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、多様な人材の確保・育成が必要であることから、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金、経営開始資金及び経営発展支援事業について、49歳を超える認定新規就農者についても支援対象とするよう要件緩和を求めます。

また、経営発展支援事業については、事業実施要件としている農業開始年度を、事業実施の年度又は前年度に限定することなく、認定新規就農者が青年等就農計画期間において、目標の達成に向けて導入する機械・施設等を対象とすることを求めます。

116 協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と配分

【農林水産省】

本県では、高齢化等による地域の担い手の減少に加え、東日本大震災からの復興に向けて設立された大規模土地利用型経営体や園芸経営体の経営の安定化に対応するため、水田を活用した高収益作物の栽培技術支援やスマート農業技術の普及拡大、みどりの食料システム戦略の実現に向けたグリーンな栽培体系の推進など、農業普及組織が中心となり、支援活動を展開してきたところです。加えて、食料・農業・農村基本法の改正による食料安全保障の強化など、これまで以上に普及指導員等の活動が重要になってくることから、協同農業普及事業交付金について、一層の予算措置を講じるよう求めます。

117 農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置

【農林水産省】

令和4年度から各都道府県で設置・運営している農業経営・就農支援センターは、令和

5年度から改正農業経営基盤強化促進法において、就農や農業経営をサポートする体制を整備することが規定され、就農相談や農業経営の改善等の課題解決にあたり伴走支援を行っています。特に、農業者の減少や高齢化が進展する中、新たな担い手を確保・育成するとともに、法人化や経営継承等の農業経営の安定化・高度化に関する支援要請が増加しているため、当センターの運営にはこれまで以上の経費を要しますが、令和6年度の本県配分は要望額に対し68%に留まっており十分に予算措置されていません。

つきましては、当センターの機能を十分発揮させ、農業者等への充実した支援を実施していくために十分な予算措置を求めます。

118 農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置

【農林水産省】

農業委員会法の改正から8年が経過し、農地利用最適化の推進はもとより、将来の地域農業や農地利用のあり方検討、担い手の確保・育成等を進めるに当たって、農業委員等の資質向上が重要となっています。さらに、地域計画の策定・実現に向けた取組や、食料安全保障に向けた農地法制の見直しへの対応など、農業委員等が備えるべき知識や技術、情報が増加・高度化しています。

一方、令和6年度機構集積支援事業交付金のうち県農業委員会ネットワーク機構の活動に係る本県配分額は、要望額に対して55%に留まっており、農業委員等に対し、農地利用最適化のための活動に関する十分な研修等を行うことが、予算的に困難な状況です。

本交付金の広域的な農地利用調整活動等への支援事業のうち、特に県農業委員会ネットワーク機構の活動費等となる農業委員等に対する支援の配分について、令和6年度の追加内示を含め、十分かつ確実な予算措置を求めます。

119 地域計画の実現に向けた支援施策の創設

【農林水産省】

改正農業経営基盤強化促進法の施行により、市町村は、令和7年3月末を期限として、地域計画の策定を進めており、本県では、33市町村196地区で計画策定を予定しています。

地域計画策定後、計画を実現するためには、地域の継続的な話し合いが必要です。また、従来の担い手以外の多様な農業者の取組に対する支援が必要です。

つきましては、地域計画の実現に向け、地域の継続的な話し合いに要する経費や、多様な農業者の目標達成に必要な施設・機械の導入等の取組に対する支援施策の創設を求めます。

120 農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保

【農林水産省】

(1) 畜産環境整備事業

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年）の施行から

24年以上が経過し、当時、県内各地に整備された堆肥センターは経年劣化が進み、堆肥の生産に支障を来している施設が増加している状況にあり、今後も家畜排せつ物の適正処理及び堆肥の安定生産を継続していくためには、機能保全対策を計画的に実施し、施設の長寿命化を推進する必要があります。

資材高騰が続く厳しい状況の中、海外原料に依存している化学肥料の利用を低減し、耕種農家が利用しやすい家畜由来の堆肥による国内資源の活用を推進するため、農山漁村地域整備交付金の活用が必要です。このため、当該交付金のうち堆肥センターの機能保全対策に活用できる畜産環境整備事業について、継続的な予算措置を求めます。

(2) 森林基盤整備事業

本県では、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、森林の整備及び山村の生活の改善に必要な路網整備を推進するとともに、頻発化・激甚化する山地災害の防災・減災対策として、予防治山事業による荒廃溪流や急傾斜地等の保全、既存施設の長寿命化対策を進めていますが、治山事業や林道施設の老朽化対策は、地域住民の安全な暮らしに直接的に影響があり、計画的に事業を進める必要があることから、安定的な財源確保を求めます。

(3) 水産基盤整備事業

本県では、漁業地域における水産業の健全な発展を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、水産物の流通・生産機能の強化に資する漁港施設整備を推進しています。

第1期復興・創生期間内で一部完了に至らなかった防潮堤においては、津波・高潮等による防護水準が保たれていないことから、引き続き頻度の高い津波に対する人命・財産、種々の産業・経済活動を守るため、早期に整備を進める必要があります。

また、このたび発生した能登半島地震、切迫する南海トラフ地震による津波等の被害を未然に防止するため、海岸保全施設の早期整備が全国的に求められている状況です。

つきましては、完了に至らなかった防潮堤の早期完了及び今後の維持管理に要する経費について、農山漁村地域整備交付金の十分かつ継続的な財源の確保と配分を求めます。

さらには、海岸保全施設整備の取組を一層加速するために、通常予算とは別枠で、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策のように、農山漁村地域整備交付金においても補正予算による予算措置や地方財政措置の拡充を求めます。

121 配合飼料価格安定制度の発動基準見直し

【農林水産省】

令和2年10月以降、とうもろこし等の穀物相場の高騰や円安など、不安定な国際情勢等により配合飼料価格が高騰し、配合飼料価格安定制度の補填が実施されています。しかし

現行の制度は基準輸入原料価格が1年以上高止まりすると補填額が減少、又は無くなる仕組みです。そのため、令和5年度第1四半期分から基準輸入価格の算定基準を直前2.5年とした緊急特例制度が実施されましたが、連続実施が3四半期に限定され、畜産農家の経営改善が達成される前に制度が終了しました。今後も配合飼料価格は高止まりが続くものと見込まれることから、ウクライナ情勢が緊迫する前の令和2年度の輸入原料価格を「基準価格」として当該四半期の価格との差額を補填するなど、畜産農家の実質負担を軽減し、経営継続が可能となる補填金が交付されるように、配合飼料価格安定制度の発動基準の見直しを求めます。

122 肉豚経営安定交付金制度の見直し

【農林水産省】

養豚の経営安定対策として、肉豚経営安定交付金（通称、豚マルキン）制度があり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割が補填されますが、平成24年度を最後に交付金の発動がない状態が継続しています。

標準的販売価格や標準的生産費は、農林水産省の生産費統計から算出されておりますが、本県の養豚農家は中小の経営規模が主体であり、コスト削減や効率化が可能な大規模経営に比べるとコストが高い傾向にあります。その中で、全国一律の生産費をもとに交付金の発動が判断されている現状では、本県生産者の実情との乖離が生じており、経営実態を反映しているとは言い難く、経営の維持が困難になっています。

多様な経営体の継続を可能とするため、地域の実情に応じた生産費の算出に基づく豚マルキンの交付を求めます。

123 酪農資材高騰対策と牛乳・乳製品消費拡大対策への予算措置

【農林水産省】

酪農は、生産資材高騰の影響が特に顕著であり、この状況は全国的な課題であるため、酪農家が再生産できる所得を確保し、経営を維持継続できるよう、酪農経営の動力光熱費に対する国の支援と、飼料負担額（配合飼料、粗飼料）増大分の補助として令和4年度に実施された飼料価格高騰緊急対策事業と同様の対策を求めます。

また、牛乳・乳製品の過度な販売競争による廉価販売を防ぎ、適正価格で取引されるよう流通の監視と、生産コストが取引価格に適正に反映されるよう、より強固に価格転嫁対策を進めるとともに、生産コストが反映された牛乳・乳製品の消費が滞らないよう消費拡大対策の強化を求めます。

124 肉用牛繁殖経営に対する経営安定化対策の見直し及び拡充

【農林水産省】

本県における肉用牛生産は、農業産出額の約15%を占める重要な品目であり、中核的な

担い手の育成確保と経営安定化が課題となっています。しかし、本県の繁殖農家の飼養規模は4頭以下の零細経営が約5割を占めており、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格は、繁殖雌牛10頭以上の労働費を参照としているため、零細経営の再生産が確保できていません。このため、保証基準価格について、零細経営の労働費も加味した算定基礎とするよう要望します。

また、繁殖雌牛の増頭を支援する肉用牛拡大加速化事業は、繁殖雌牛の更新支援に対象が切り替えられました。しかし、中核的担い手の経営安定化のためには、引き続き増頭支援が重要であるため、飼養規模の少ない県では、肉用牛拡大加速化事業を復活させるとともに、肉用牛経営安定対策補完事業の繁殖雌牛の増頭や導入に係る助成額を導入費用の3分の1程度まで引き上げるよう求めます。

125 産業動物獣医師確保対策に向けた事業の拡充

【農林水産省】

近年、本県では、公務員獣医師及び産業動物診療獣医師が不足しており、全国的にも持続的な確保が大きな課題となっています。「食料・農業・農村基本法」の一部改正案では、新たに第41条に「伝染性疾病等の発生予防等」として、「国は家畜の伝染性疾病が国内で発生した場合には、その発生の予防及びまん延防止のために必要な施策を講ずる」と位置づけています。この施策の一つとして、これまで国は獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、産業動物分野への就職を希望する獣医学生への修学資金給付、産業動物臨床実習研修や都道府県の行政体験研修による産業獣医師確保を実施しています。本県では本事業を活用し、獣医師の育成・確保を図っていますが、研修の受講時期や、助成条件が限られていることから、本事業について研修時期、予算（旅費、宿泊費）の拡充を求めます。

126 農村地域防災減災事業等実施計画策定費の予算確保と定額助成継続

【農林水産省】

本県では、激甚化・頻発化する豪雨災害等に備えるため、農地・農業用施設のみならず家屋・公共施設等の浸水被害リスクを軽減する防災・減災対策や農業水利施設等の安定的な機能の発揮のための老朽化対策等に積極的に取り組んでいます。

これらの対策を推進するためには、適切な時期に施設の現状や劣化状況を調査し、整備に向けた実施計画の策定が必要です。

現在、実施計画策定にあたっては、農村地域防災減災事業や水利施設等保全高度化事業実施計画策定費を活用しており、農村地域の防災・減災対策等の適切かつ着実な推進のため、令和7年度における実施計画策定費に係る定額助成の十分な予算確保と今後の継続を求めます。

127 国営造成施設の突発事故に係る必要かつ十分な予算確保

【農林水産省】

本県では、老朽化が深刻な国営造成施設が多数存在し、近年、農業用排水機場のポンプが急停止するなどの突発的な事故が発生しており、管理者である市町村などが施設の機能回復や応急対策に苦慮しています。

こうした中、国においては、土地改良施設突発事故復旧事業により施設の機能回復をしていますが、突発事故による営農への影響を最小限にするため、早期の施設機能回復が必要です。

今後、国営造成施設の老朽化の進行に伴い突発的な事故の増加が懸念されることから、施設が早期回復することで地域が安心して営農できるよう、本事業に対する十分な予算の確保を求めます。

128 競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進

【農林水産省】

本県では、農業の競争力強化と安定した農業経営実現を目指すため、高収益作物の導入促進を図る農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を農地中間管理機構とも連携しながら実施しているところです。また、本県の農業生産を支える農業水利施設は適時適切な保全対策に取り組んでいますが、一層の推進が必要です。

引き続き、農業生産基盤整備を通じて、競争力のある農業経営体の育成・確保や農業水利施設等の予防保全対策による長寿命化を計画的に推進するため、継続的で安定した財源の確保と令和7年度当初予算における十分な予算措置を求めます。

129 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

【農林水産省】

本県の重要な水産資源であるサケについては、近年、回帰資源が著しく減少しており、種卵の不足やサケふ化放流団体の経営の悪化等、ふ化放流事業の継続に大きな影響を及ぼしています。

資源減少の要因には、本県沿岸や北洋海域における海水温上昇など海洋環境の変動による北上期の稚魚の生残率低下が指摘されていることから、稚魚の減耗要因の究明や回遊経路に係る広域的な調査研究の充実、海洋環境の変動に対応した新たな種苗生産・放流技術の開発等に引き続き取り組むとともに、県外からの種卵確保に係る経費への支援など、サケ資源の回復に向けた支援制度の継続を求めます。

また、ふ化放流団体の経営に配慮しつつ、ふ化放流事業を継続していくため、国主導によるサケふ化放流体制の抜本的な再構築に向けた取組を求めます。

130 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援

【農林水産省】

本県では、海水温上昇などの海洋環境変化により、カキやホタテガイなどの養殖生産が不安定となっています。また、近年の不漁を背景に水産加工業者の安定した原材料調達的手段として陸上養殖への関心が高まっており、これらに対応した新たな養殖種の導入及び種苗生産・養殖等の技術開発を進める必要があります。現在、国では養殖業の成長産業化に向けた種苗生産技術高度化等の技術開発や、もうかる漁業の仕組みを活用した沖合養殖システムの導入への支援等が措置されていますが、海洋環境変化に対応した生産に転換していくには、本県においても導入可能な養殖種に係る技術開発への支援が必要です。

以上のことから、新たな養殖種の導入に係る種苗生産・養殖、製品化に至る技術開発、生産者の新たな養殖種への参入に係る費用負担をはじめとする経営リスクに対する支援制度の拡充・強化を求めます。

131 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保

【農林水産省】

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあることから、水産資源の適切な管理と持続的利用の確保が一層求められており、国においては資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）管理と、その対象魚種の拡大を講じていくこととされています。

一方で、現状のTAC管理では、クロマグロなど一部魚種について、漁業者の感覚よりも厳しく資源評価されているとの意見があることから、国際的な調整も含め、漁獲や操業の実態を幅広く反映した資源評価・資源管理手法への改善などの措置を講じるよう求めます。

また、TAC管理や漁業者による自主的資源管理の強化に当たっては、休漁等に係る補償制度の充実や、TAC配分の柔軟な運用など、資源の持続的利用に加え、漁業経営にも配慮した措置を講じるとともに、国や県が実施する基礎調査等、適切な資源管理に必要な技術研究予算を十分に確保するよう求めます。

132 林業の振興及び産業力の強化に向けた支援

【農林水産省】

林業・木材産業の成長発展に向けて、本格的な利用期を迎えた森林資源の有効利用や木材製品の安定供給体制の構築が求められています。こうした課題に対応するため、林業・木材産業循環成長対策交付金や補正予算（経済対策）の合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金は、原木の安定供給や木材需要の創出など、川上から川下までの一体的な取組を実施できる事業を対象に交付されていますが、当初予算の林業・木材産業循環成長対策交付金の要望額に対する交付率は、36%に留まっていることから、年度当初から計画的に事業を実施できるよう、十分かつ確実な予算措置を求めます。

また、高性能林業機械等の導入における交付金配分の基準については、事業体の経営規

模が大きいほど1台あたりの導入効果が評価されにくくなるため、素材生産（増加率）の評価に増加量の指標を加えるなど、経営規模の大小に関わらず、導入効果を適切に評価・反映した交付金配分になるよう、基準の見直しを求めます。

133 松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底

【農林水産省】

特別名勝松島や三陸沿岸をはじめとする本県の松林は、県土保全や景観保全の側面から多面的な機能を有しており、松くい虫被害の防除対策は重要な課題となっています。

現在は、森林病虫害等防除事業及び森林害虫駆除事業を活用して各種防除対策を実施しているものの、依然として1万㎡前後の被害が発生しています。

さらに、令和5年度には記録的な猛暑であったことから、被害量が増加する可能性があるほか、今後は、東日本大震災で被災し再生した、約750haに及ぶ海岸防災林の防除対策にも新たに取り組む必要があります。

つきましては、従来の防除対策に加え、海岸防災林の防除対策に支障が生じないよう十分な予算措置を講じるよう求めます。

134 内水面漁業・養殖業のセーフティネットの構築

【農林水産省】

近年、台風等の自然災害が激甚化・頻発化することにより、内水面漁業協同組合・養殖業者の生産活動が度々妨げられる状況にあり、自然災害被災による経営リスクを軽減する重要性が高まっています。内水面養殖業については、マス、アユ、コイが自然災害で死亡した場合を対象とする補償制度が創設されましたが、生産物が流失した場合や、施設・設備、ギンザケ等他の魚種に係る被害は制度の対象外であることから、これらを補填する制度の創設又は補償対象の拡大を求めます。

また、被災した河川・湖沼の復旧工事が進められ、水域の自然環境が復元されるまでの期間、環境保全活動や増殖行為に取り組めず、遊漁の場の提供も困難な状況下に置かれる内水面漁業協同組合の運営を支援する基金の創設又は助成制度の拡大を求めます。

135 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備

【経済産業省】

地域の脱炭素化の実現に向け、本県においても、これまで以上に再エネ導入を推進することが重要となる一方で、東北電力管内における出力制御の機会が増加しているほか、系統連系の手続きに相当期間を要するなど、再エネ導入がコスト的、時間的に困難となっている事例が生じています。加えて、県では、県内企業の脱炭素経営の支援、自動車関連産業・半導体関連産業の集積に取り組んでおり、再エネ需要の拡大に的確に対応できる電力ネットワークの整備が喫緊の課題と認識しています。

つきましては、広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）で定める地域間連系機能の強化に加え、域内連系のさらなる増強による出力制御対策を講じるなど、円滑な送電システムへの接続に向け必要な措置を早期に実施するよう求めます。

136 亜炭鉱採掘跡における坑廃水処理に対する支援

【経済産業省】

亜炭鉱採掘跡の坑廃水処理事業については、平成13年度に石炭鉱害事業団から地方公共団体に施設が移管され管理運営していますが、施設の老朽化に伴い維持管理経費が年々増加を続けており、将来的に国から交付された維持管理基金の枯渇が懸念されています。

つきましては、亜炭鉱採掘跡における坑廃水処理について、国による一元管理又は維持管理経費に対する確実な財政措置を求めます。また、自然浄化作用を活用した新技術の確立など、維持管理経費の低減につながる技術的な支援を求めます。

137 信用保証協会への損失補償に対する財政支援

【経済産業省】

令和2年度に取扱期間が終了した実質無利子・無担保の新型コロナウイルス感染症対応資金は、市町村制度融資からの借換えを含め、多額の融資が実行されたことに伴い、本県から信用保証協会に対する損失補償も増加することが見込まれます。

このことについては、全国信用保証協会連合会への補助を通じて一定の財政措置が講じられているところですが、今後、損失補償の増加により、県の負担がより増すことが想定されることから、一層の財政措置の拡充を求めます。

138 デマンド料金制度の見直し

【経済産業省】

昨今の電気料金の高騰は、冷凍・冷蔵などで大量の電力を消費する水産加工業者等に大きな影響を及ぼしています。電力会社との電気料金の契約については、使用量などに応じて低圧電力や高圧電力等に区分されており、水産加工業者等の多くは、電力会社と高圧電力での契約を結んでいます。高圧電力での電気料金については、直近12か月の最大需要電力量であるデマンド値に基づき基本料金が設定されるため、季節ごとに電力使用量の差が大きい水産加工業等では、夏季や盛漁期の一時的な消費電力のピークに基づく料金がその後も適用されるため、事業者にとって大きな負担となっています。

今後も、原油・天然ガス価格の上昇傾向から、電気料金高騰が続くと見込まれるため、水産加工業者向けの省エネ機器等の導入支援に加え、デマンド料金制度における基本料金設定期間の見直しを求めます。

139 地域公共交通への支援の拡充

【国土交通省】

(1) バス

地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の運行に対する補助について、現行の制度では地域キロ当たり標準経常費用が実際の経常費用よりも低く設定されていることなどにより補助の対象外となることや、運行に必要な十分な補助がされない路線があることから、地域の実情に合わせた単価とすることなど、補助額算定手法の見直しを求めます。

さらに、市町村が運行する住民バスによる生活交通の維持及び安全輸送の確保のため、過疎地域等交通不便地域以外の市町村も活用できるバス車両購入、リース及び修繕に係る補助制度創設など、財政支援の拡充を求めます。

(2) 離島航路

航路運航に対する補助については、国庫補助額の算定基礎となる標準単価が実際の単価よりも低く設定されており実態と乖離していることから、標準単価を会社の規模や航路の距離、輸送量等各航路の実態に即したものとすよう求めます。また、今後、離島内人口の減少によりさらに利用客の減少が予想され、経営の厳しさが増すことから、補助額水準の拡充を求めます。

140 鉄道会社への経営支援及び利用促進に対する財政支援の強化

【国土交通省】

(1) 第三セクター鉄道

阿武隈急行線や仙台空港アクセス線は経営が非常に厳しく、特に阿武隈急行線については人口減少の影響等による利用者の減少や施設・設備の老朽化等による改修費用等の増大により近年赤字が大幅に拡大している状況です。

このため、鉄道路線の安全性確保に係る取組に必要な財源を確保することに加え、鉄道事業者の経営安定化に対する財政支援制度の創設を求めます。

(2) JRローカル線

JR東日本が収支を公表している県内の赤字路線については、鉄道の維持に向け利用促進を図ることが急務となっています。ついては、地方公共団体等による利用促進に向けた取組に必要な財源確保を求めます。

また、昨年10月にローカル鉄道の再構築に関する仕組みが創設されましたが、鉄道事業者側の事情や判断のみによって安易に存廃や再構築の議論が行われないよう地域の実情に十分配慮の上、国として責任をもって対応することを求めます。

141 防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

【国土交通省】

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、沿岸部の縦軸や、沿岸部と内陸部を結ぶ東西交通軸強化等を進めるとともに、道の駅や高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能の強化を図り、港湾や空港などの広域物流拠点と連携し、陸・海・空一体となった防災道路ネットワークの構築に重点的に取り組んできたところです。

しかしながら、近年、地球温暖化に伴い、全国各地で集中豪雨等による甚大な被害が頻発化しており、本県においても、令和4年7月15日の豪雨では、道路ネットワークが寸断されるなど物流や経済活動に大きな影響が生じたことから、災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの構築とともに、本県がかかげる富県躍進に向け、持続可能な宮城の県土を支える道づくりを一層推進していくことが重要です。

つきましては、重要物流道路に指定されている高規格幹線道路をはじめ、地域高規格道路や主要な国道など、重点的に整備を促進するとともに、本県全体の整備に必要な予算を確実に確保し、補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じるよう求めます。

(1) 高規格幹線道路の整備促進

- イ 仙台北部道路の利府しらかし台 I C～富谷 J C T間の4車線化の整備促進
- ロ 仙台北部道路の利府 J C T～利府しらかし台 I C間の4車線化の早期事業化
- ハ 仙台北部道路の富谷 J C T～富谷 I C間の4車線化の早期事業化
- ニ 仙台北部道路の富谷 J C Tのフルジャンクション化の整備促進
- ホ 仙台南部道路の4車線化の早期事業化(長町 I C～仙台南 I C間)
- ヘ 常磐自動車道の山元南 S I C～山元 I Cの4車線化の整備促進
- ト 常磐自動車道の新地 I C～山元南 S I Cの4車線化の早期事業化
- チ 三陸縦貫自動車道の桃生豊里 I C～登米 I C間の4車線化の早期事業化
- リ 三陸縦貫自動車道の利府中 I C～陸前高田長部 I C間の機能強化の促進

(2) 地域高規格道路の整備促進

- イ みやぎ県北高速幹線道路の(仮称)栗原 I Cの整備支援
- ロ 石巻新庄道路の早期事業化

(3) 仙台東部地区の幹線道路ネットワークの機能強化

- イ 仙台東道路の早期事業化
- ロ 国道4号の仙台拡幅(籠ノ瀬～鹿の又間)の整備促進
- ハ 国道4号の仙台拡幅(箱堤交差点立体化)の整備促進

(4) 主要幹線道路・県際、郡界道路の整備促進

- イ 国道4号(大衡道路、築館バイパス)の整備促進
- ロ 国道4号(白石市斎川～大平森合、大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田)の早期事業化
- ハ 国道45号の松島地区の機能強化
- ニ 国道108号の古川東バイパスの整備促進
- ホ 国道108号の石巻河南道路の整備促進

- へ 国道 349 号の国直轄権限代行による整備促進
- ト 国道 398 号及び国道 347 号の防雪対策の強化支援
- チ 国道 113 号及び国道 286 号の整備支援
- (5) 離島及び半島部関連事業の整備支援
 - イ 国道 398 号沢田工区の国直轄権限代行による整備促進
 - ロ 女川原子力発電所からの避難機能を有する道路の整備支援
 - ハ 牡鹿半島内の防災対策等の整備支援
- (6) スマートインターチェンジの整備支援
 - イ (仮称) 白石中央スマート I C の整備支援
- (7) 道の駅や高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化
 - イ 道の駅の防災機能の強化支援
 - ロ 高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化

142 鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進

【国土交通省】

鳴瀬川流域は、穀倉地帯が広がり東北有数の農業地帯であるとともに、宮城県北地域の産業・経済の基盤となっています。一方、水源地域の標高が低く山懐が浅いため水源の確保や干ばつに悩まされている状況であり、また平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風に続き、令和 4 年 7 月豪雨においても甚大な被害を受けるなど、下流部に広がる低平地は大雨の際に氾濫し、地域住民の生活を脅かしています。

このことから、鳴瀬川流域の安定した水源の確保と災害に強い地域づくりに向けた治水安全度の向上が急務であり、一日も早いダムの完成が求められています。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業が最短のスケジュールで完成されるよう、必要な予算の確保を求めます。

143 令和元年東日本台風に伴い丸森町で発生した土砂災害への早期対策

【国土交通省】

令和元年東日本台風により、県内では土石流や斜面崩壊などの土砂災害が発生し、全県的に甚大な被害を受けました。

特に、丸森町は、大規模な土砂災害が集中し、上流に不安定な土砂や流木が残存したことから、二次災害防止のため、内川流域では国による砂防災害関連緊急事業、阿武隈川左右岸では補助事業による県の災害関連緊急砂防事業により緊急的な土砂流出防止対策工事が実施され、完了したところです。

一方、恒久的な対策となる国による特定緊急砂防事業については未だ完了していないことから、流域全体の土砂・洪水氾濫等の防止を図るため、国直轄事業の早期完了と必要な予算の確保、十分な体制の継続を求めます。

144 上水道事業関連施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充・財源確保

【国土交通省】

水道事業関係施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて整備されており、管路は法定耐用年数の40年を経過し、本格的な施設設備の更新時期を迎えつつあります。さらに、東日本大震災やそれ以降相次ぐ自然災害の経験を踏まえ、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化への対応等が急務となっています。

そのような状況の中、国の防災・安全交付金制度においては、採択基準や対象施設が制限され、基幹的な水道施設整備にあっても、十分活用できていません。

つきましては、計画的かつ確実な施設の耐震化等の推進に向け、採択基準、補助対象施設及び補助率に係る制度の拡充を図るとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策関連予算を含む更新・耐震化に関する交付金の所要額等について、水道整備・管理行政の事務移管後も引き続き十分に財源を確保するよう求めます。

145 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の財源確保及び制度の充実

【環境省】

本県では、イノシシやニホンジカなど野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大に伴い、生態系のかく乱や農林業への被害の拡大が深刻であり、鳥獣保護管理対策等の一層の充実・強化が課題となっています。そのため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、捕獲活動等を実施して生息数減少、生息域縮小を図っていますが、被害額の高止まり状態が続いており、捕獲圧を高めていく必要があります。

つきましては、本交付金事業による捕獲等の一層の拡大を図るため、十分な予算措置を講じるよう求めます。

加えて、ツキノワグマについては、生息域や社会環境の変化に伴い、人の生活圏で人身被害増加のおそれがあることから、耕作放棄地の刈り払い等の出没抑制対策により、人との軋轢を低減することが喫緊の課題となっているため、ツキノワグマの特性や先行して地域で取り組まれている対策等を踏まえ、財政的支援や実効性担保に向けた技術的支援を強く求めます。

146 プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進

【環境省】

プラスチックごみをはじめとする海洋ごみの問題は、国内外で大きな課題となっています。国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランでは、海洋への流出防止や一旦流出した物の回収に取り組むこととされており、本県においても、県や沿岸地域の各市町がそれぞれの役割を果たしながら、その取組を進めているところです。

つきましては、各海岸管理者及び市町が、海岸漂着物等の回収・処理を適切な水準で実施できるよう、令和7年度以降についても、引き続き国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の確実かつ十分な予算措置を求めます。また、令和6年度

から、発生抑制事業については、定量的な効果検証が補助要件とされたところですが、本県の漂着ごみは陸域由来が多く、その発生抑制には、環境教育やポイ捨て防止など直接的な効果検証が難しい取組が重要であることから、このような普及啓発を補助対象とすることを求めます。

147 循環型社会形成推進交付金（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保

【環境省】

市町村等における一般廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる事業期間と多額の費用を要しますが、本県においては整備中または計画中の施設があることから、これらに対する整備要望に対応した継続的な支援が必要です。また、浄化槽は、生活環境の保全とともに、災害に強い污水处理システムとして、引き続き整備が求められていますが、本県の污水处理人口普及率が93.3%（令和4年度末）であることから、一層の浄化槽整備が必要な状況です。

これらの整備について継続的に推進していくため、今後も循環型社会形成推進交付金による必要な財政支援を講じるよう求めます。